

田上町障がい者計画
第6期田上町障がい福祉計画
第2期田上町障がい児福祉計画

令和3年3月

田 上 町

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1)計画の法的位置づけ	2
(2)計画の整合性	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定経過	3
(1)町民の意見反映	3
(2)障がい者の表記	3
(3)新潟県・近隣市村との連携	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	4
1 人口の状況	4
2 障がい者の状況	5
(1)身体障がい者の状況	5
(2)知的障がい者の状況	8
(3)精神障がい者の状況	9
(4)自立支援医療(精神通院医療)受給者	10
(5)障害支援区分別の認定者数	11
3 「福祉に関するアンケート」調査結果	12
4 アンケート調査を踏まえた課題の整理	22
第3章 計画の基本方針	24
1 計画の基本方針	24
2 計画の視点	25
(1)安全・安心な生活のために	25
(2)自立と社会参加のために	25
(3)自分らしく活躍するために	25
3 施策の体系	26
第4章 障がい者計画	27
1 障がい者等への理解の促進	27
(1)啓発・広報活動の推進	27
(2)ボランティア活動の推進	28
2 共生社会を実現するために	28
(1)相談支援体制の充実	28
(2)障がい福祉サービスの充実	29
(3)地域生活支援事業の充実	30
(4)スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進	31
3 人にやさしいまちづくり	32
(1)生活環境の整備	32
(2)防災・防犯体制の整備	32
4 個性に応じた保育・教育を進めるために	33
(1)保育体制等の充実	33
(2)教育の推進	33
5 自立や社会参加を進めるために	34

(1)就労への支援	34
(2)経済的自立の支援	34
6 健やかに暮らすために	35
(1)障がいの早期発見・療育体制の充実	35
(2)障がい者の健康づくり	35
(3)精神保健施策の充実	36
7 情報のバリアをなくすために	37
(1)情報提供の充実	37
(2)コミュニケーション支援体制の充実	37
第5章 第6期障がい福祉計画	38
1 第5期計画の目標の達成状況	38
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	38
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
(3)地域生活支援拠点等の整備	39
(4)福祉施設から一般就労への移行等	40
2 第6期計画の成果目標	43
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	43
(2)地域生活支援拠点の整備	44
(3)福祉施設から一般就労への移行等	45
(4)相談支援体制の充実・強化等	47
(5)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	47
3 障がい福祉サービス等の実績と見込量	48
(1)訪問系サービス	49
(2)日中活動系サービス	52
(3)居住系サービス	59
(4)相談支援サービス	60
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	62
(6)相談支援体制の充実・強化等	63
(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	64
4 地域生活支援事業の実績と見込量	65
(1)必須事業	65
(2)任意事業	74
第6章 第2期障がい児福祉計画	75
1 第1期計画の目標の達成状況	75
(1)障がい児支援の提供体制	75
(2)医療的ケア児に対する支援	76
2 第2期計画の成果目標	77
(1)障がい児支援の提供体制の整備等	77
3 障がい児福祉サービスの実績と見込量	78
(1)障がい児支援	78
(2)発達障がい者等に対する支援	82
第7章 計画の推進体制	83
1 計画の評価	83
(1)計画の点検・評価結果の反映	84
(2)障害者自立支援協議会等との連携	84

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法第1条の目的では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する旨を規定しています。

国の第4次障害者基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現にも寄与することが期待され、障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会を目指し、その実現に向けた観点から取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

田上町では、平成30年度から令和5年度までの「田上町障がい者計画」、平成30年度から令和2年度までの「第5期田上町障がい福祉計画」「第1期田上町障がい児福祉計画」を策定し、計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

障がい者を取り巻く状況は日々変化し、障がい者や介助者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種多様化する中で、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービス利用者の適性に応じた柔軟な形態による障がい者への施策を効率的・効果的に実施してきました。

令和2年度で「第5期田上町障がい福祉計画」「第1期田上町障がい児福祉計画」の計画期間が終了するのに合わせて、「田上町障がい者計画」も見直しを行いました。

国の基本計画（第4次）及び障がい福祉に関する調査結果を踏まえ、障がい者を取りまく環境の変化や、国の基本指針に基づき田上町障がい者計画（令和3年度から令和8年度）「第6期田上町障がい福祉計画・第2期田上町障がい児福祉計画(令和3年度から令和5年度)」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「田上町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、「第6期田上町障がい福祉計画」及び「第2期田上町障がい児福祉計画」と整合性を保った計画です。

「第6期田上町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

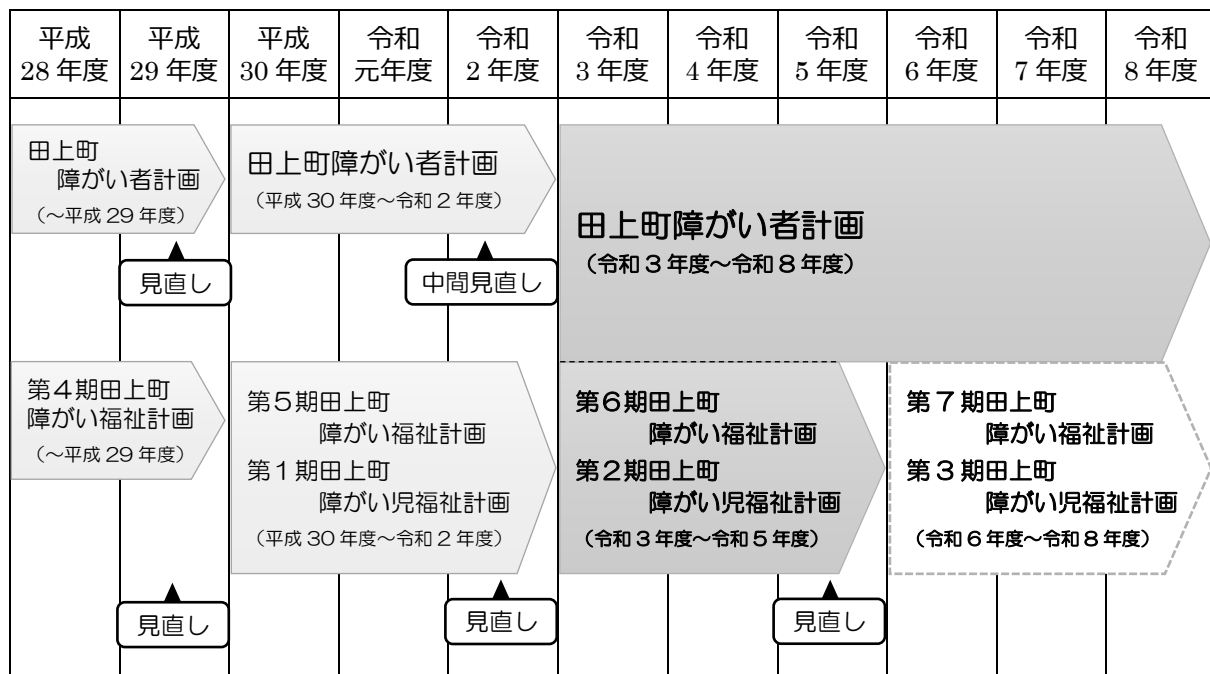
また、「第2期田上町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画を一体のものとして策定しています。

(2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第5次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

「田上町障がい者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とし、「第6期田上町障がい福祉計画」「第2期田上町障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の策定経過

(1) 町民の意見反映

町内の障がい者に対し、現在の生活状況や今後のニーズ等を把握し、計画に反映するため調査を実施しました。

(2) 障がい者の表記

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

(3) 新潟県・近隣市村との連携

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行い策定しました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

本町の令和2年4月1日の住民基本台帳人口は、11,490人となっており減少傾向で推移しています。

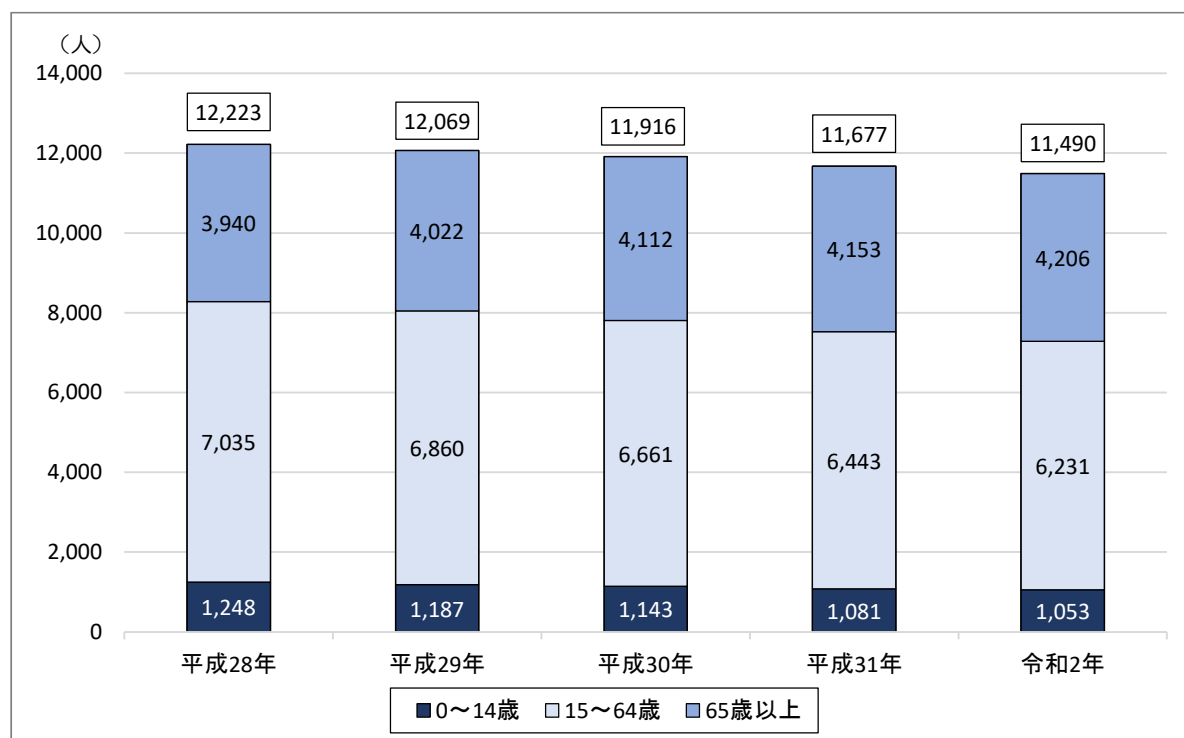
年齢別で見ると、0～14歳、15～64歳が減少する一方で、65歳以上は増加しており、令和2年では4,206人、総人口に占める割合は36.6%となっています。

【人口の推移】

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	12,223	12,069	11,916	11,677	11,490
0～14歳	1,248 (10.2%)	1,187 (9.8%)	1,143 (9.6%)	1,081 (9.3%)	1,053 (9.2%)
15～64歳	7,035 (57.6%)	6,860 (56.8%)	6,661 (55.9%)	6,443 (55.2%)	6,231 (54.2%)
65歳以上	3,940 (32.2%)	4,022 (33.3%)	4,112 (34.5%)	4,153 (35.6%)	4,206 (36.6%)

(各年4月1日現在)



2 障がい者の状況

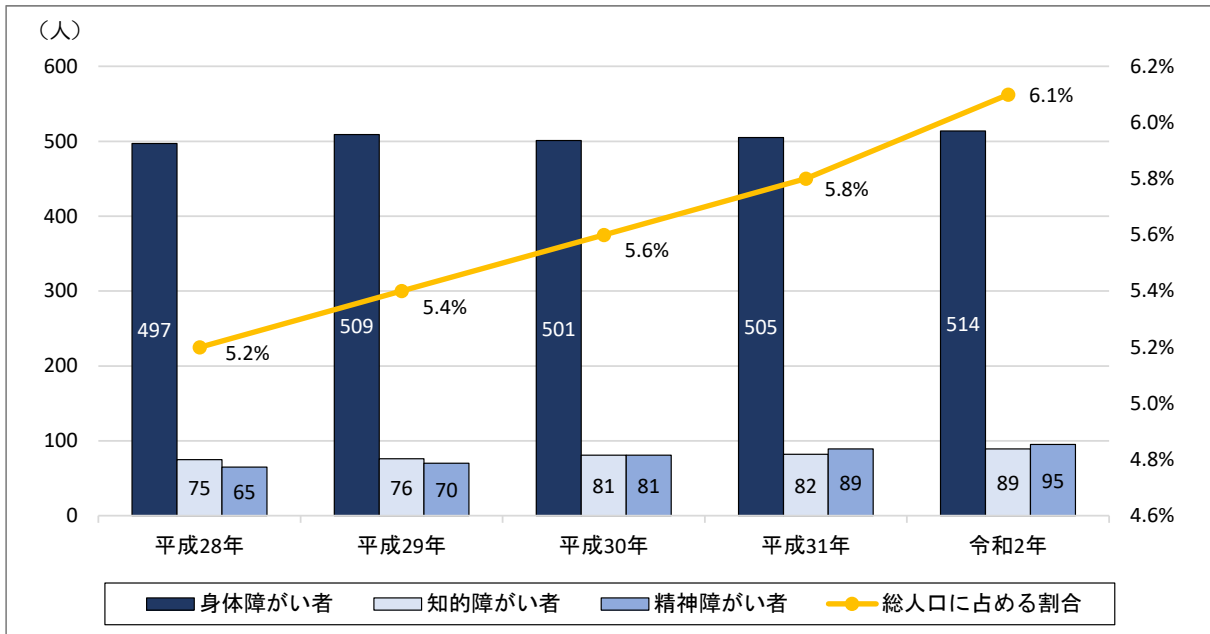
本町の障がい者の推移をみると、身体障がい者数は増加傾向となっており、令和2年の総人口に占める割合は6.1%となっています。

[総人口、障がい者総数の推移]

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	12,223	12,069	11,916	11,677	11,490
障がい者総数	637	655	663	676	698
身体障がい者	497	509	501	505	514
知的障がい者	75	76	81	82	89
精神障がい者	65	70	81	89	95
総人口に占める割合	5.2%	5.4%	5.6%	5.8%	6.1%

(各年4月1日現在)



(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、64歳以下は減少傾向となっておりますが、65歳以上では増加傾向となっており、令和2年では402人となっています。

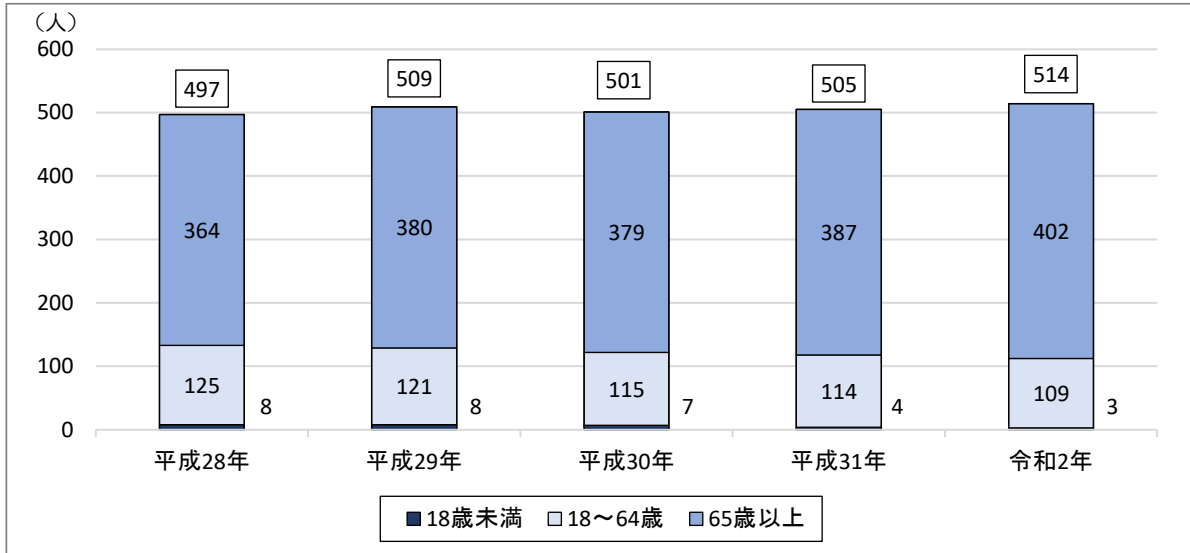
[年齢別身体障害者手帳所持者数の推移]

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	8	8	7	4	3
18～64歳	125	121	115	114	109
65歳以上	364	380	379	387	402
合計	497	509	501	505	514

(各年4月1日現在)

第2章 障がい者を取り巻く状況



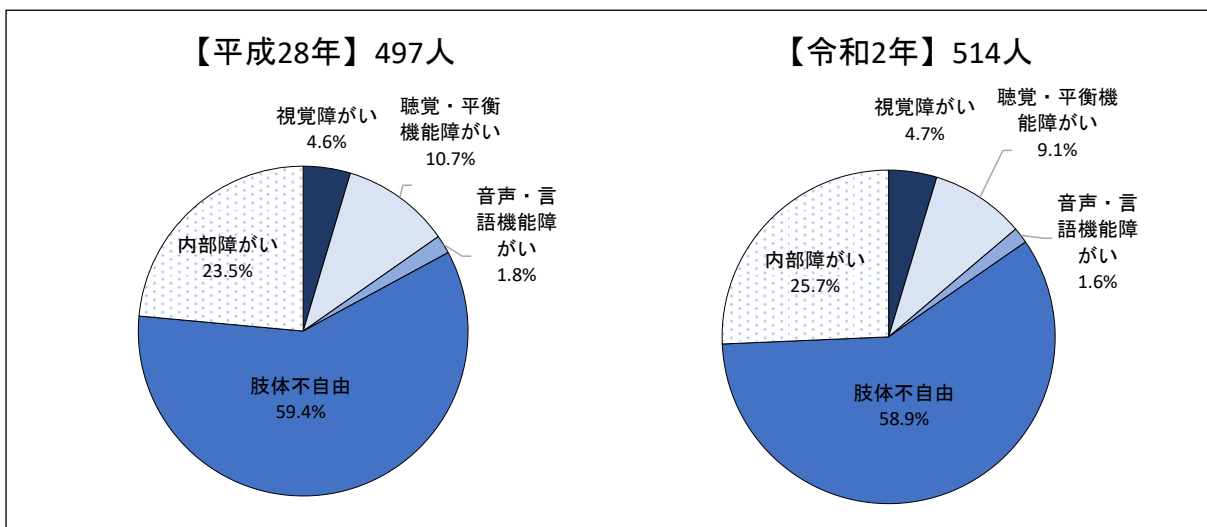
身体障害者手帳所持者の推移を障がい種別ごとに見ると、肢体不自由が占める割合が最も高く、令和2年では303人で全体の58.9%となっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種別割合】

(単位：人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障がい	23 (4.6%)	24 (4.7%)	22 (4.4%)	24 (4.8%)	24 (4.7%)
聴覚・平衡機能障がい	53 (10.7%)	52 (10.2%)	54 (10.8%)	51 (10.1%)	47 (9.1%)
音声・言語・そしゃく機能障がい	9 (1.8%)	9 (1.8%)	8 (1.6%)	8 (1.6%)	8 (1.6%)
肢体不自由	295 (59.4%)	302 (59.3%)	295 (58.9%)	298 (59.0%)	303 (58.9%)
内部障がい	117 (23.5%)	122 (24.0%)	122 (24.4%)	124 (24.6%)	132 (25.7%)
合計	497	509	501	505	514

(各年 4 月 1 日現在)



内部障がい：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がいなどをいいます。

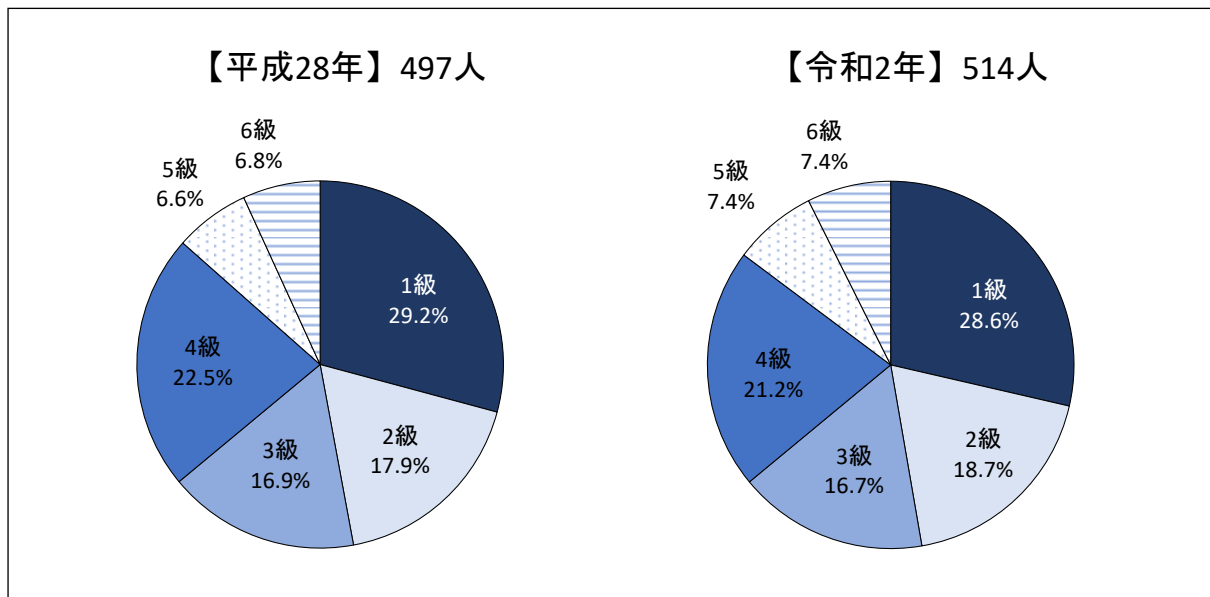
身体障害者手帳所持者の推移を等級別にみると、令和2年では1級の占める割合が最も高く147人で、全体の28.6%を占めています。次いで4級が109人で21.2%となっています。

[身体障害者手帳所持者の等級別割合]

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	145 (29.2%)	145 (28.5%)	147 (29.3%)	145 (28.7%)	147 (28.6%)
2級	89 (17.9%)	96 (18.9%)	91 (18.2%)	95 (18.8%)	96 (18.7%)
3級	84 (16.9%)	84 (16.5%)	81 (16.2%)	83 (16.4%)	86 (16.7%)
4級	112 (22.5%)	111 (21.8%)	107 (21.4%)	106 (21.0%)	109 (21.2%)
5級	33 (6.6%)	37 (7.3%)	37 (7.4%)	37 (7.3%)	38 (7.4%)
6級	34 (6.8%)	36 (7.1%)	38 (7.6%)	39 (7.7%)	38 (7.4%)
合計	497	509	501	505	514

(各年4月1日現在)



第2章 障がい者を取り巻く状況

身体障がい者の等級別・障がい種別の手帳所持状況をみると、1級の内部障がい者が最も多く76人となっています。次いで4級の肢体不自由が74人、2級の肢体不自由が67人の順となっています。

[身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持状況]

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	6	1	1	63	76	147
2級	10	18	0	67	1	96
3級	2	5	4	47	28	86
4級	2	3	3	74	27	109
5級	3	0	0	35	0	38
6級	1	20	0	17	0	38
合計	24	47	8	303	132	514

(令和2年4月1日現在)

(2) 知的障がい者の状況

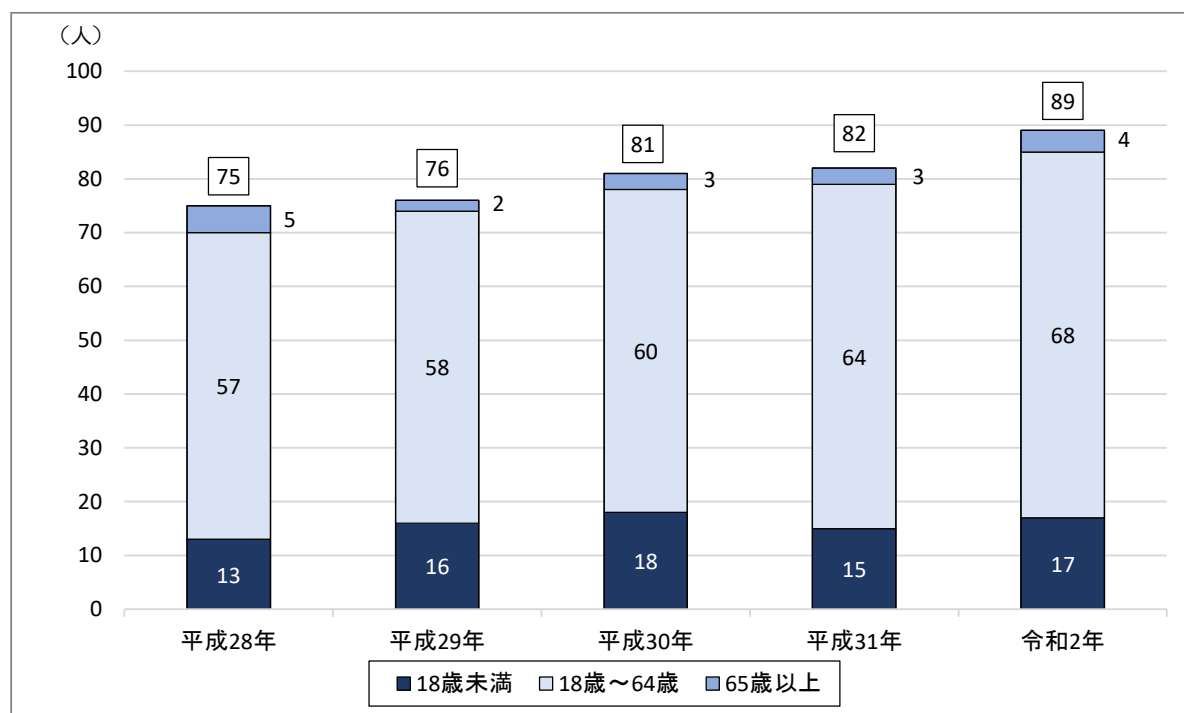
療育手帳所持者数の推移はやや増加傾向となっており、令和2年では89人となっています。

[年齢別療育手帳所持者数の推移]

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	13	16	18	15	17
18歳～64歳	57	58	60	64	68
65歳以上	5	2	3	3	4
合計	75	76	81	82	89

(各年4月1日現在)



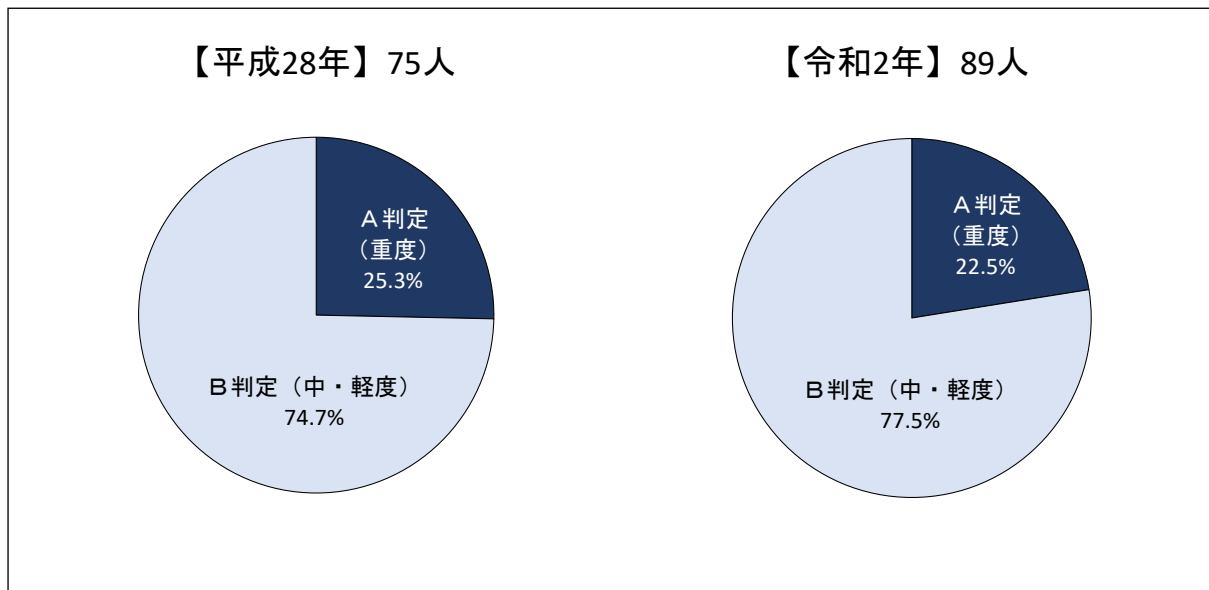
療育手帳所持者の推移を判定別にみると、B判定（中・軽度）の占める割合が高くなっており、令和2年では69人で全体の77.5%を占めています。

【療育手帳所持者の判定別割合】

(単位：人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
A 判定 (重度)	19 (25.3%)	19 (25.0%)	21 (25.9%)	20 (24.4%)	20 (22.5%)
B 判定 (中・軽度)	56 (74.7%)	57 (75.0%)	60 (74.1%)	62 (75.6%)	69 (77.5%)
合計	75	76	81	82	89

(各年 4 月 1 日現在)



(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は増加傾向となっており、令和2年では95人となっています。等級別でみると、2級が増加傾向となっています。

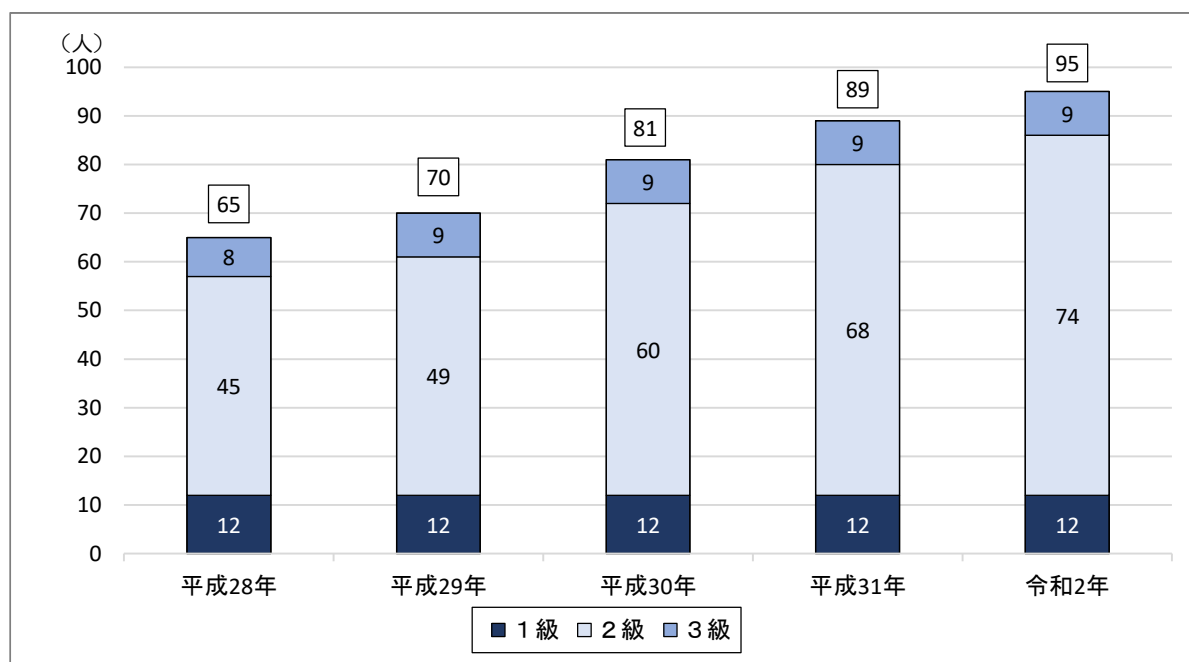
【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
手帳保持者	65	70	81	89	95
1 級	12	12	12	12	12
2 級	45	49	60	68	74
3 級	8	9	9	9	9

(各年 4 月 1 日現在)

第2章 障がい者を取り巻く状況



(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

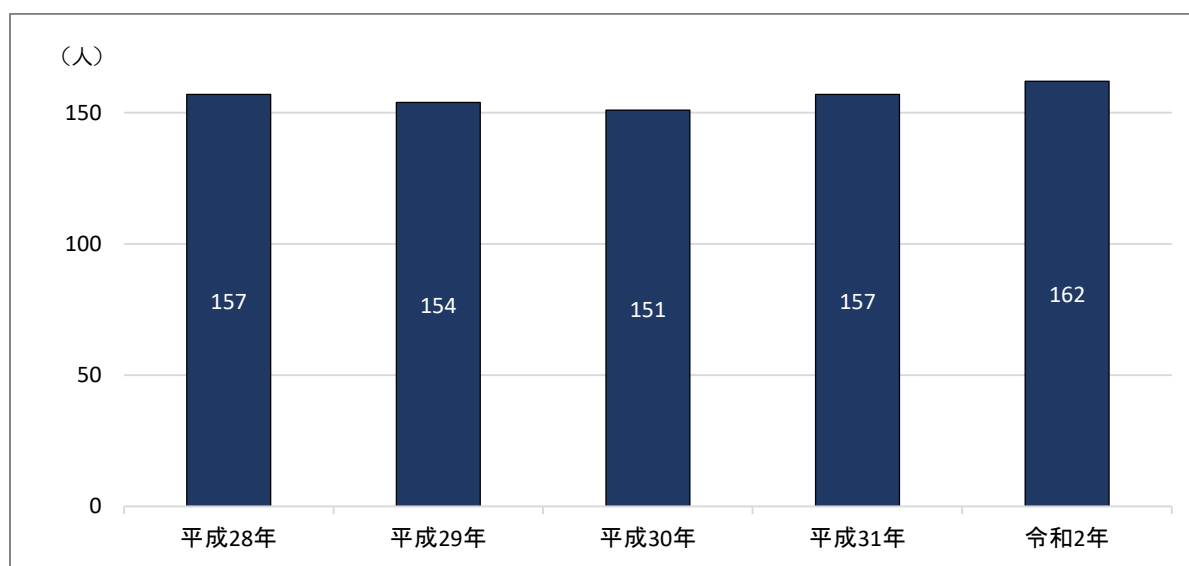
自立支援医療（精神通院医療）の受給者の推移は、平成30年まで減少傾向でしたが、平成31年からは増加傾向にあり、令和2年は162人となっています。

[自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移]

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者	157	154	151	157	162

(各年4月1日現在)



(5) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別の認定者数は、令和2年4月1日現在57人となっています。区分別では、区分2が21人で最も多く、次いで区分6が10人、区分3が9人の順となっています。

[障害支援区分別認定者数]

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	0	1	3	4
区分2	4	4	13	21
区分3	1	4	4	9
区分4	0	7	0	7
区分5	3	3	0	6
区分6	8	2	0	10
合計	16	21	20	57

(令和2年4月1日現在)

3 「福祉に関するアンケート」調査結果

町民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

【調査内容】

- 調査月：令和3（2021）年1月
- 調査対象者：障害者手帳をお持ちの方
自立支援医療もしくは福祉サービスを利用されている方
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収

【有効回答数】

対象者数：597人
回収部数：346部
有効回答数：345部
回収率：58.0%

【報告書の見方】

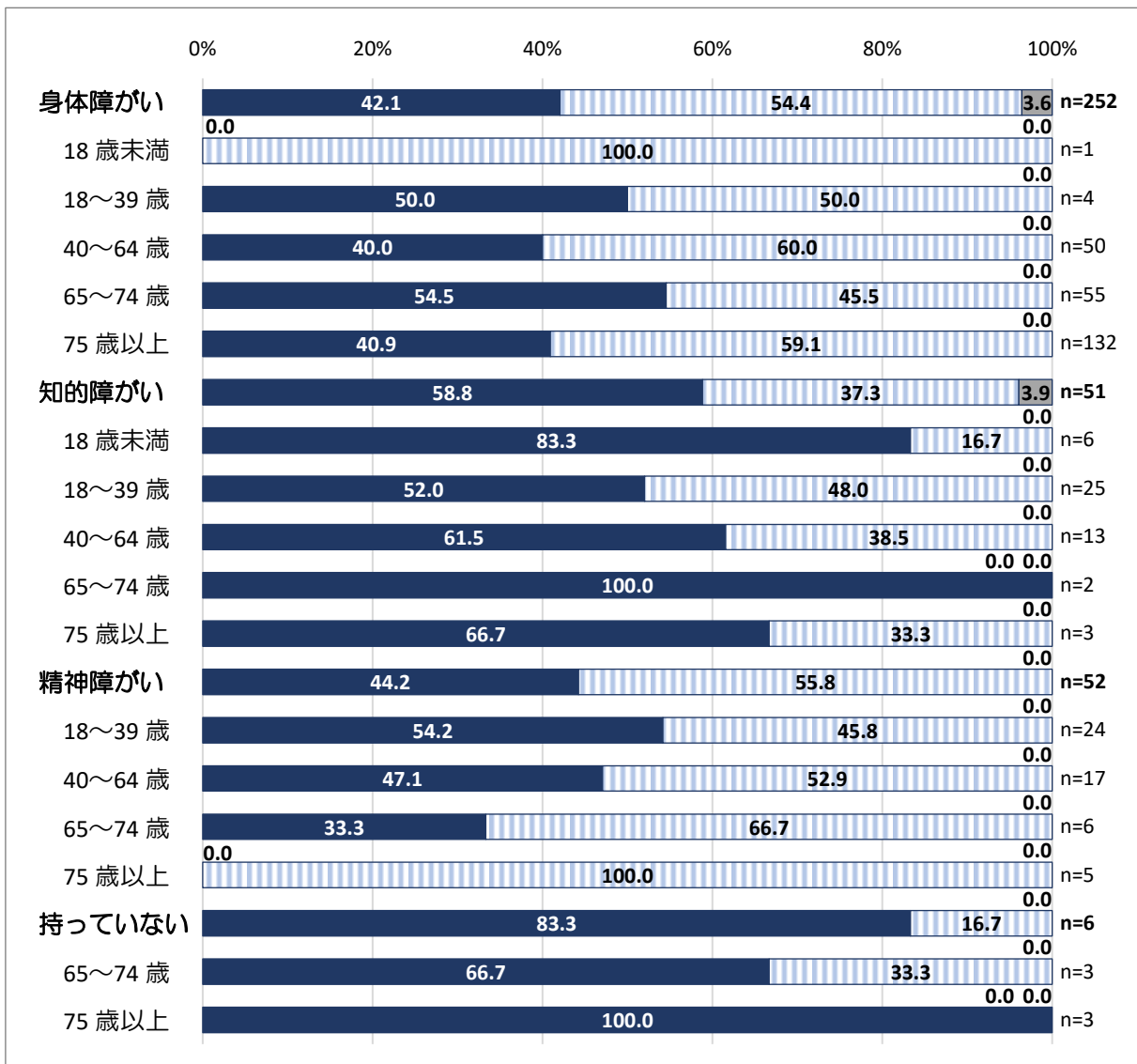
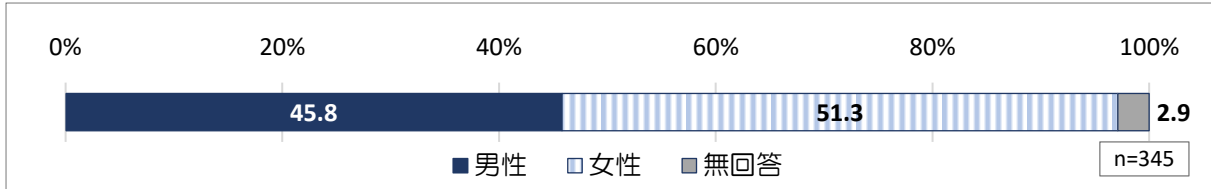
- ①報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ②回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「あてはまるものすべて」等）の設問については、全ての回答比率の合計が100%にならない場合があります。
- ④クロス集計の算出は、無回答を除いている場合は、単純集計と数値・%値が一致しない場合があります。
- ⑤クロス集計結果のグラフの凡例については、各クロスグラフの始めの部分のみ表示しています。
- ⑥クロスグラフの回答者数（n）が少数の場合、その傾向に注意が必要です。

■ 調査対象者本人について

● 性別

あなたの性別はどちらですか

「男性」が45.8%、「女性」が51.3%となっています。

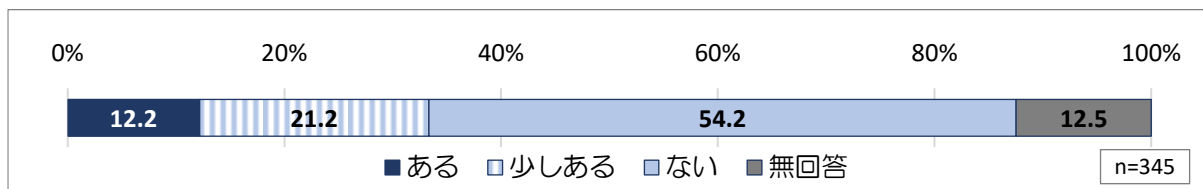


■ 障がいに対する理解や権利擁護について

● 障がいがあることによる差別

あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか

「ある」と「少しある」を合わせると33.4%で、「ない」が54.2%となっています。
精神障がいでは「ある」割合が高くなっています。

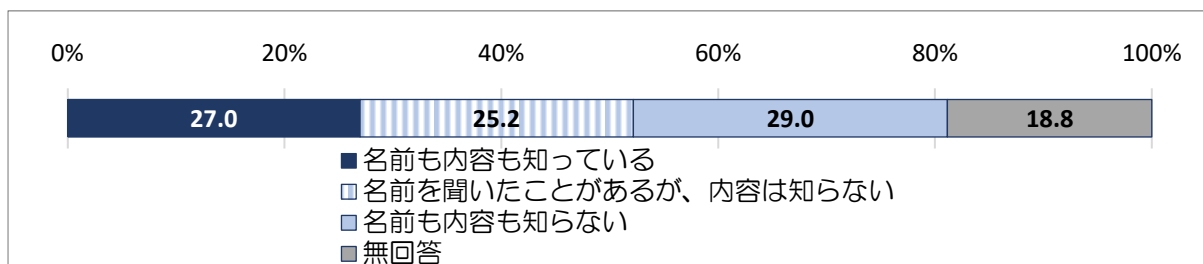


● 成年後見制度

成年後見制度についてご存じですか

「名前も内容も知っている」が27.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.2%、「名前も内容も知らない」が29.0%となっています。

精神障がい、知的障がいでは「名前も内容も知らない」割合が40%以上となっています。

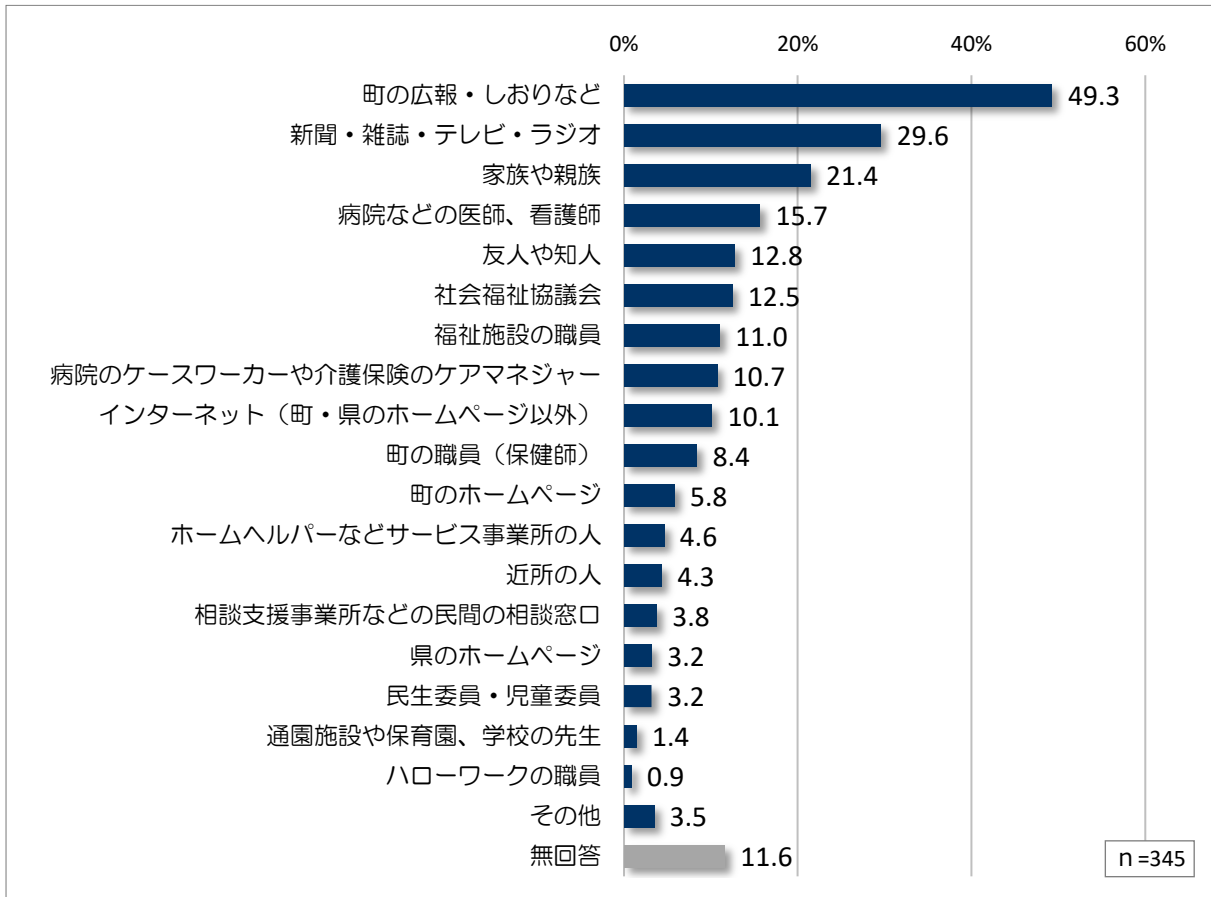


■ 情報提供について

● 福祉に関する情報

福祉に関する情報はどこから得ますか（複数回答）

「町の広報・しおりなど」が 49.3%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 29.6%となっています。



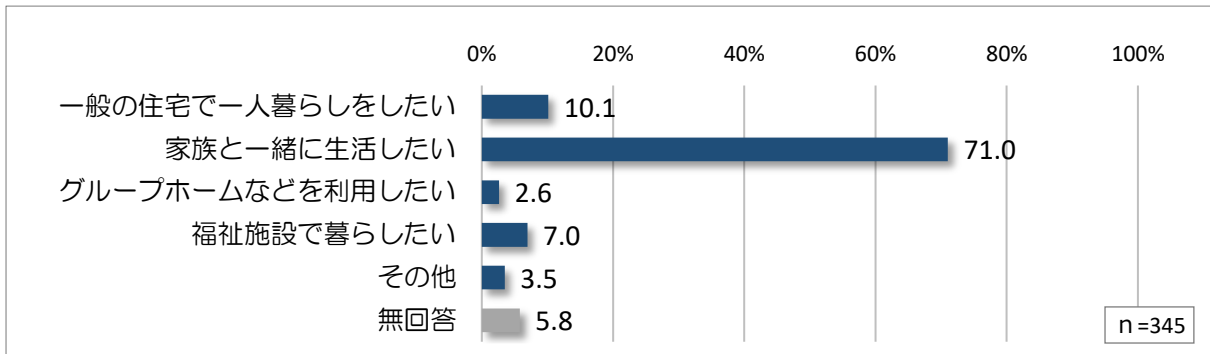
■在宅介助への支援について

●将来の暮らし

あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか

「家族と一緒に生活したい」が71.0%と最も高くなっています。

「福祉施設で暮らしたい」は「グループホームなどを利用したい」より4.4ポイント高い7.0%となっています。特に知的障がいでは「グループホームなどを利用したい」は0.0%ですが、「福祉施設で暮らしたい」は13.7%となっています。

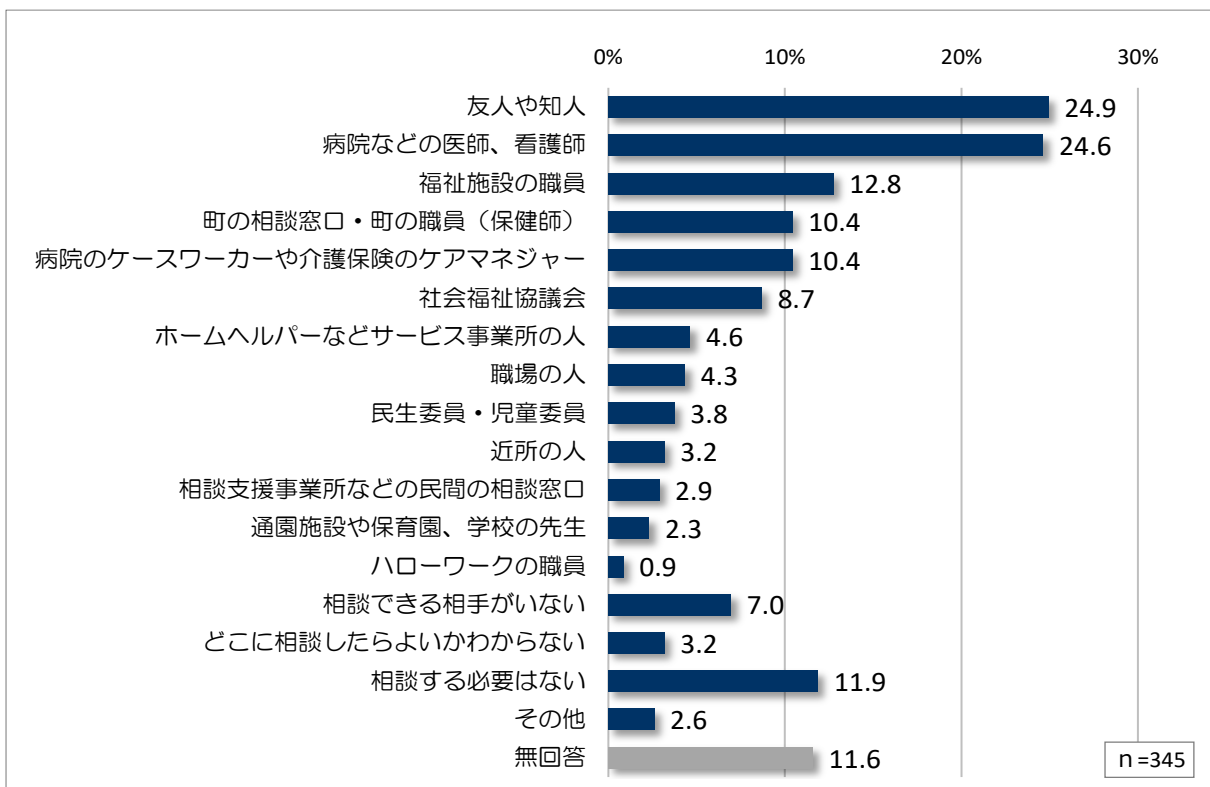


■相談体制について

●相談先

あなたは悩みや不安を家族や親族のほか、誰に（どこに）相談していますか（複数回答）

「友人や知人」が24.9%、「病院などの医師、看護師」が24.6%となっています。

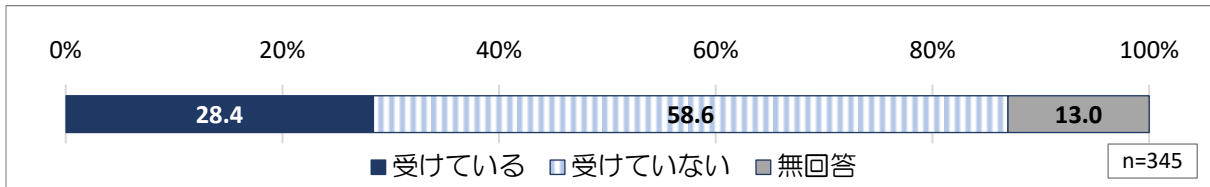


■ 医療ケアや日常生活支援について

● 医療的ケア

あなたは現在医療的ケアを受けていますか

「受けている」が28.4%となっています。
 身体障がいでは「受けている」割合が高く、35.7%となっています。

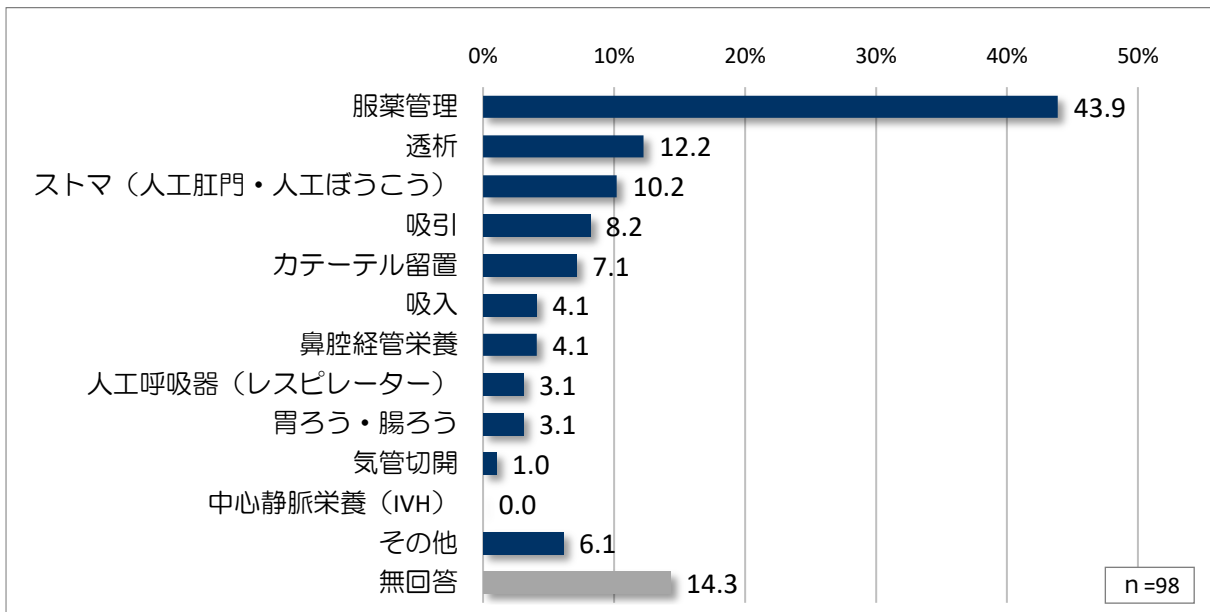


● 現在受けている医療的ケア

● 医療的ケア で「受けている」と回答した方のみ

あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください（複数回答）

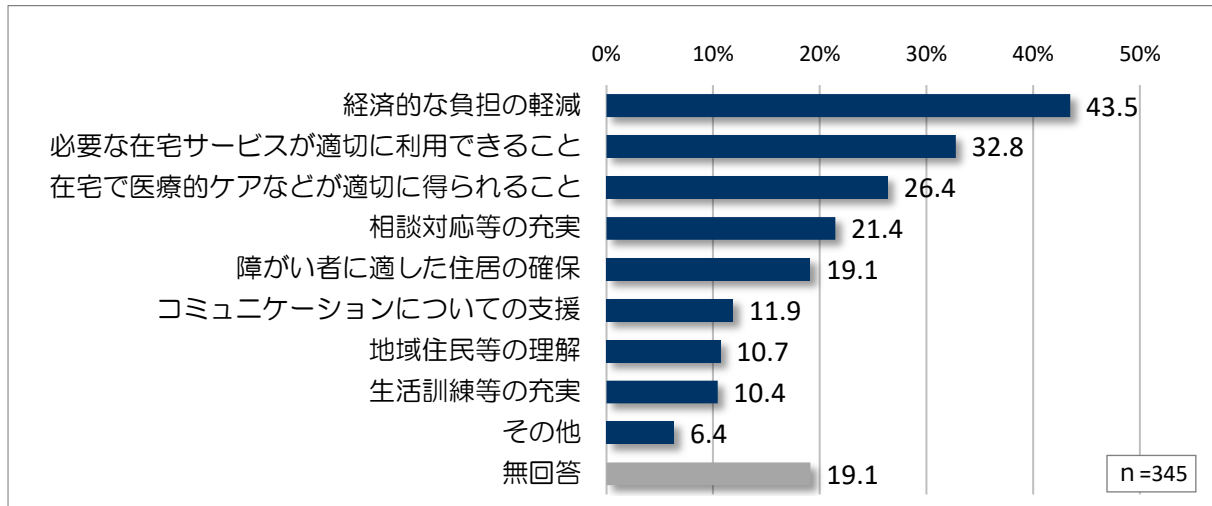
「服薬管理」の割合が最も高く43.9%となっています。次いで「透析」が12.2%、「ストマ（人工肛門・人工ぼうこう）」が10.2%などとなっています。



●必要な支援

希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が43.5%と最も高くなっています。次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.8%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が26.4%などとなっています。



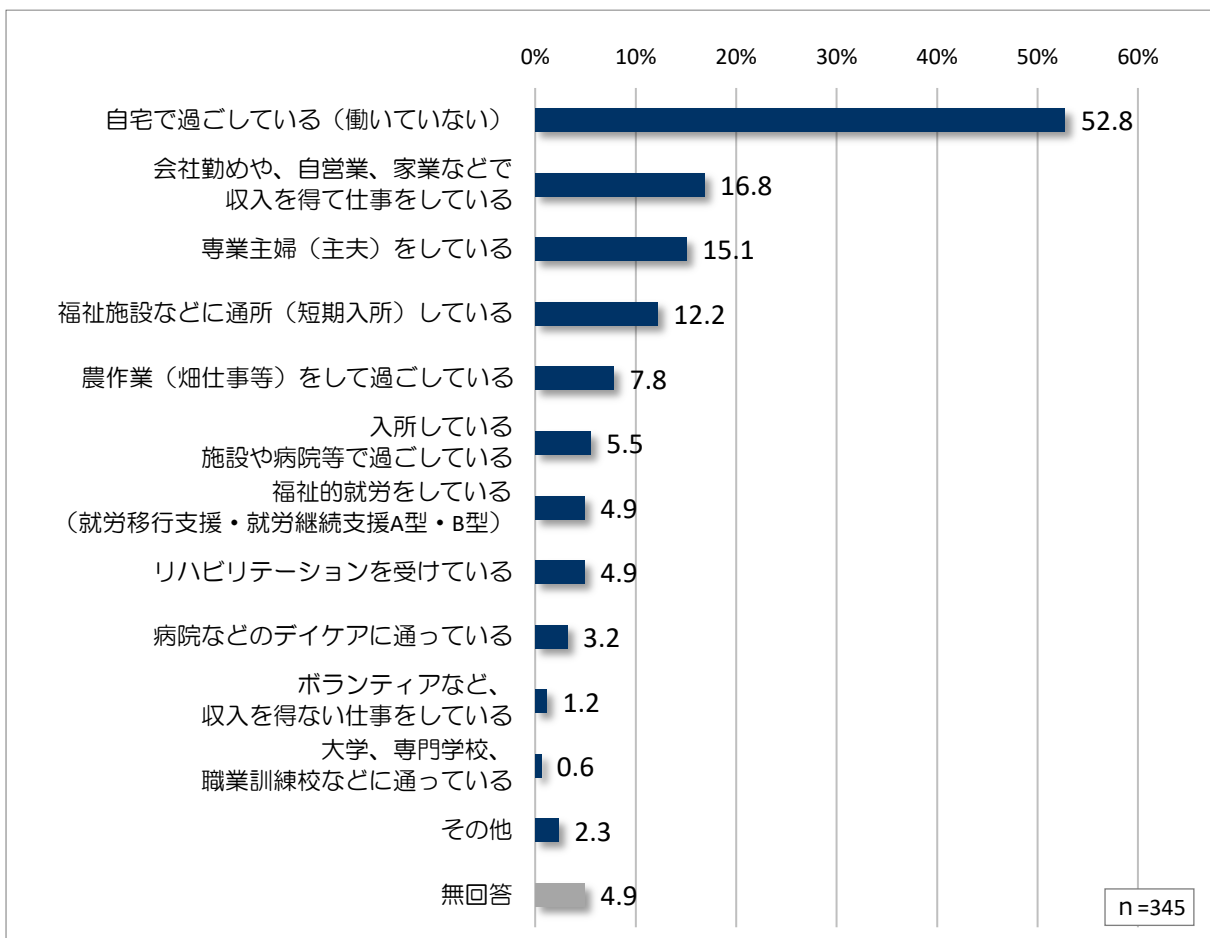
■ 平日の過ごし方や就労について

● 日中の過ごし方

あなたは平日の日中をどのように過ごしていますか（複数回答）

「自宅で過ごしている（働いていない）」が 52.8%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 16.8%、「専業主婦（主夫）をしている」が 15.1%などとなっています。

18～39 歳では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」割合が最も高くなっています。身体障がいでは 40～64 歳でも同様ですが、それ以外の障がいでは「自宅で過ごしている（働いていない）」割合が最も高くなっています。特に、精神障がいではすべての年齢層で「自宅で過ごしている（働いていない）割合が最も高くなっています。

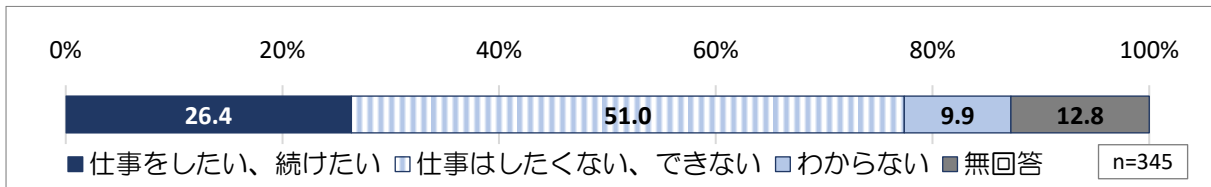


●就労意向

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか

「仕事をしたい、続けたい」が26.4%、「仕事はしたくない、できない」が51.0%となっています。

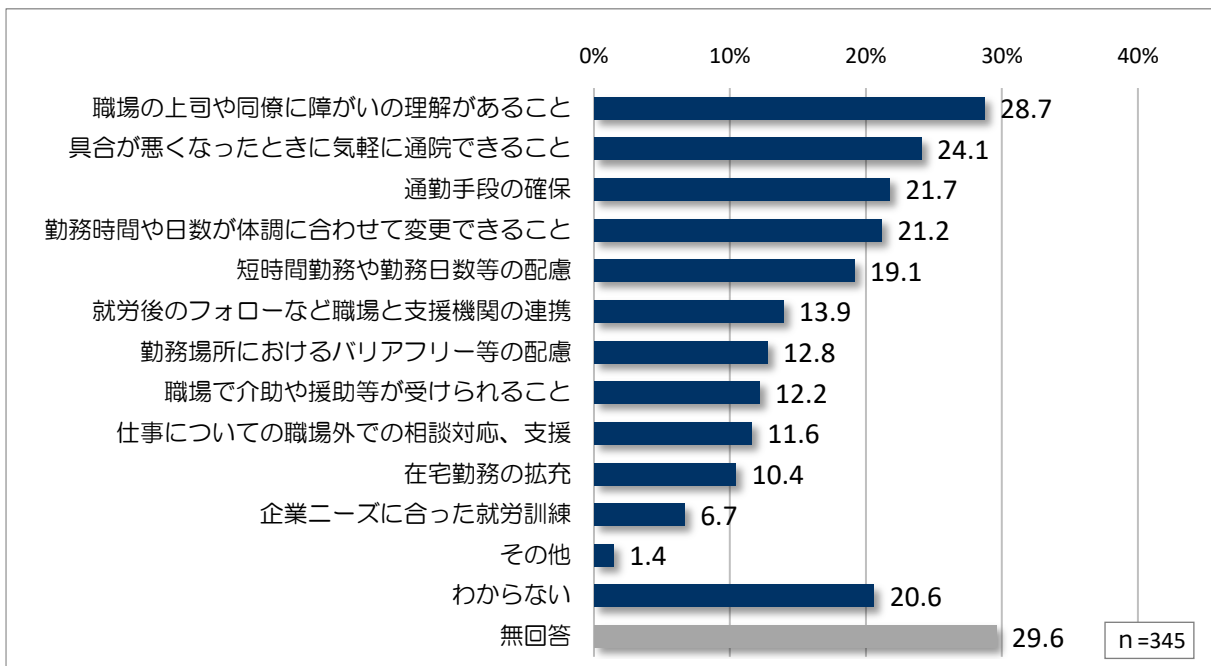
障がいの種別にかかわらず、年齢が上がるほど「仕事をしたい、続けたい」割合は低くなっています。



●障がい者の就労支援

あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.7%と最も高く、次いで「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」が24.1%となっています。

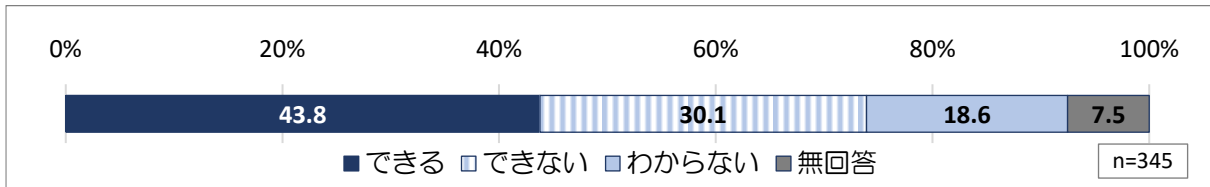


■災害時の対応について

●災害時の避難

あなたは火事や地震等の災害時に一人で避難できますか

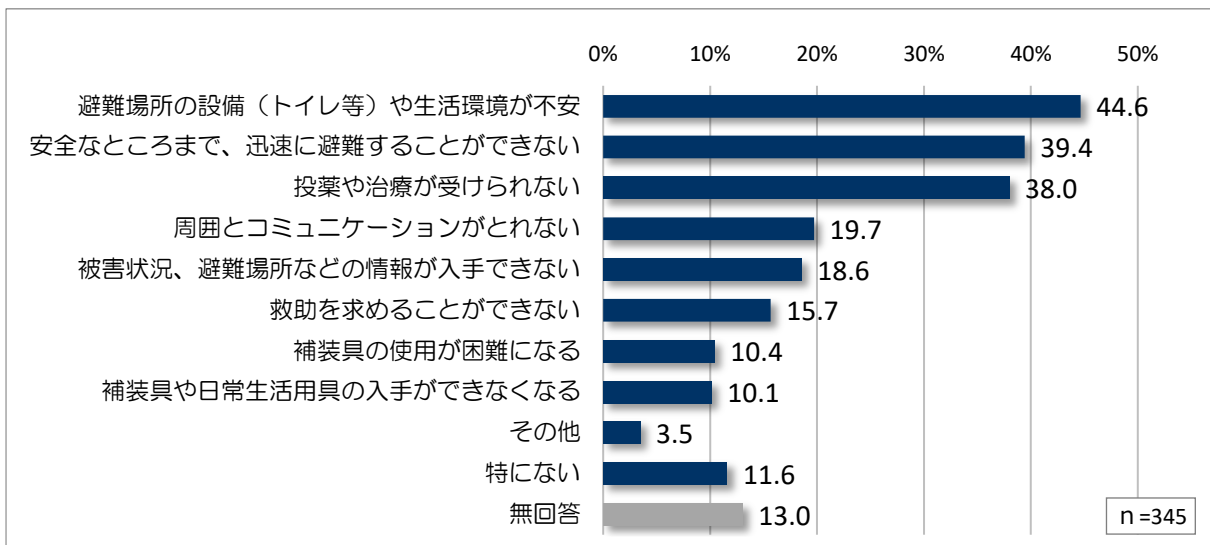
「できる」が43.8%、「できない」が30.1%となっています。
知的障がいでは「できる」の割合が低くなっています。



●災害時に困ること

火事や地震等の災害時に困ることは何ですか（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が44.6%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が39.4%、「投薬や治療が受けられない」が38.0%などとなっています。



4 アンケート調査を踏まえた課題の整理

福祉に関するアンケート調査の結果を踏まえ課題を以下のように整理しました。

障がいに対する理解や権利擁護について

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と「少しある」を合わせると33.4%と依然高い数値となっています。
また、どのような場所かについては「外出中」が39.1%、「学校・仕事場」は30.4%となっており、それぞれの場面において、障がい者に対する理解や周知啓発が必要となっています。
- 成年後見制度の認知度について「名前も内容も知っている」割合は27.0%と低くなっており、今後の財産管理や権利擁護についての周知方法等の検討が必要となっています。

情報提供について

- 福祉に関する情報の入手先については「町の広報・しおりなど」が49.3%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」は29.6%となっています。また、「家族や親族」「友人や知人」なども挙げられていることから、普段から関わりのある人も情報の入手先となっていると思われます。
今後より多くの人に情報を伝えるため、各相談機関との情報共有も必要となっています。

在宅介助への支援について

- 今後3年以内の暮らし方については、「家族と一緒に生活したい」が71.0%で最も高く、障がい者を介助している60歳以上の割合も65.1%と高くなっていることから、今後、地域で共に暮らす在宅支援の体制づくりがより一層望まれています。
また、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」人の割合が10.1%、「福祉施設で暮らしたい」人の割合は7.0%となっており、福祉施設よりも在宅を望む人が多くなっているため在宅支援の体制づくりを推進していく必要があります。

相談体制について

- 家族以外の相談相手については「友人や知人」が24.9%、「病院などの医師、看護師」は24.6%となっています。
一方「相談できる相手がない」が7.0%、「どこに相談したらよいかわからない」は3.2%となっており、必要な支援を得ることができていないことが考えられるため、相談先をわかりやすくするなど、情報提供のあり方などの検討も必要となっています。

医療ケアや日常生活支援について

- 現在医療的ケアを「受けている」が28.4%で、その内容は「服薬管理」が43.9%、「透析」は12.2%となっており、今後も医療機関や事業所等の連携体制の強化や対応策等について、引き続き検討していく必要があります。
- 希望する暮らしを送るための支援については「経済的な負担の軽減」が43.5%、障害年金や国・県の各種手当を適正に受給できるよう、普及・啓発が重要となっています。

平日の過ごし方や就労について

- 平日の日中の過ごし方は「自宅で過ごしている（働いていない）」が52.8%で最も高くなっています。就労については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」は16.8%で、今後、「収入を得る仕事をしたい、続けたい」は26.4%となっており、適切な就労機会や就労の場が必要となっています。
- また必要な就労支援内容については「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.7%、「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」は24.1%となっており、障がい者への理解や労働条件への配慮を実現し、障がい者の自立支援を図っていくことが必要です。

障がい福祉サービスについて

- 今後の利用希望が多いサービスは、所持している障害者手帳の種別によって異なりますが、全体では「計画相談支援」が15.1%、「短期入所（ショートステイ）」が12.2%、「生活介護」は9.3%で、障がい児は「放課後等デイサービス（18歳未満の方のみ）」が83.3%、「児童発達支援（18歳未満の方のみ）」「障害児相談支援（18歳未満の方のみ）」が50.0%となっています。
- 全体的には利用状況より、サービス利用希望が高い傾向となっており、障がいの種類や程度によって多様な障がい福祉サービスが求められています。今後もサービス利用につなげていけるようサービスの確保や事業者への働きかけが必要となっています。

災害時の対応について

- 火事や地震等の災害時に一人で避難できるかは「できない」が30.1%、「わからない」は18.6%となっており、避難行動要支援者名簿の登録や制度の周知が必要です。
- また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所に助けてくれる人はいるかについて「いない」が35.1%、「わからない」は25.8%となっており、地域の支援体制の強化等の充実や検討が必要です。
- 火事や地震等の災害時の困りごとは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が44.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」は39.4%と高くなっており、災害時における体制強化に向けた取り組みが必要となっています。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

国の第4次障害者基本計画では、「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援する」を基本理念としています。

本計画では、国の指針及び第5次田上町総合計画を基本とし、障害者基本法に基づく平成30年3月策定の「田上町障がい者計画」の基本理念を継承した計画として推進します。

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の適性に応じた施策を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本理念

**地域でともに暮らせる
安全で安心のあるまちづくり**

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定への支援	障がい福祉サービスの充実	サービス提供体制の整備
<p>基本理念を実現するため、障がい者の活動や社会参加を制約している社会的障壁の除去を進め、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しながら、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等の環境整備を図ります。</p>	<p>障がい福祉サービスの対象となる、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障がい児のサービスの充実を図ります。</p> <p>障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者等の個別的な支援の必要性を踏まえて、サービス提供を実施します。</p>	<p>障がい者等の自立支援の観点から、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。</p> <p>福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりや関係団体、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。</p>

2 計画の視点

田上町では、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、家族介護等ができなくなっている状況が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者施策及び介護保険サービスの充実に努めます。また、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、サービスの適切な利用を促進するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

計画の基本目標を達成するため、次の3つの視点を柱として国や県の方針、田上町における障がい者等を取り巻く実情やアンケート調査等で見えてきた課題等を改善するための施策を推進します。

(1) 安全・安心な生活のために

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意志を尊重し、必要な福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の維持・向上に努め、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実に努めます。

また、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現を目指します。

(2) 自立と社会参加のために

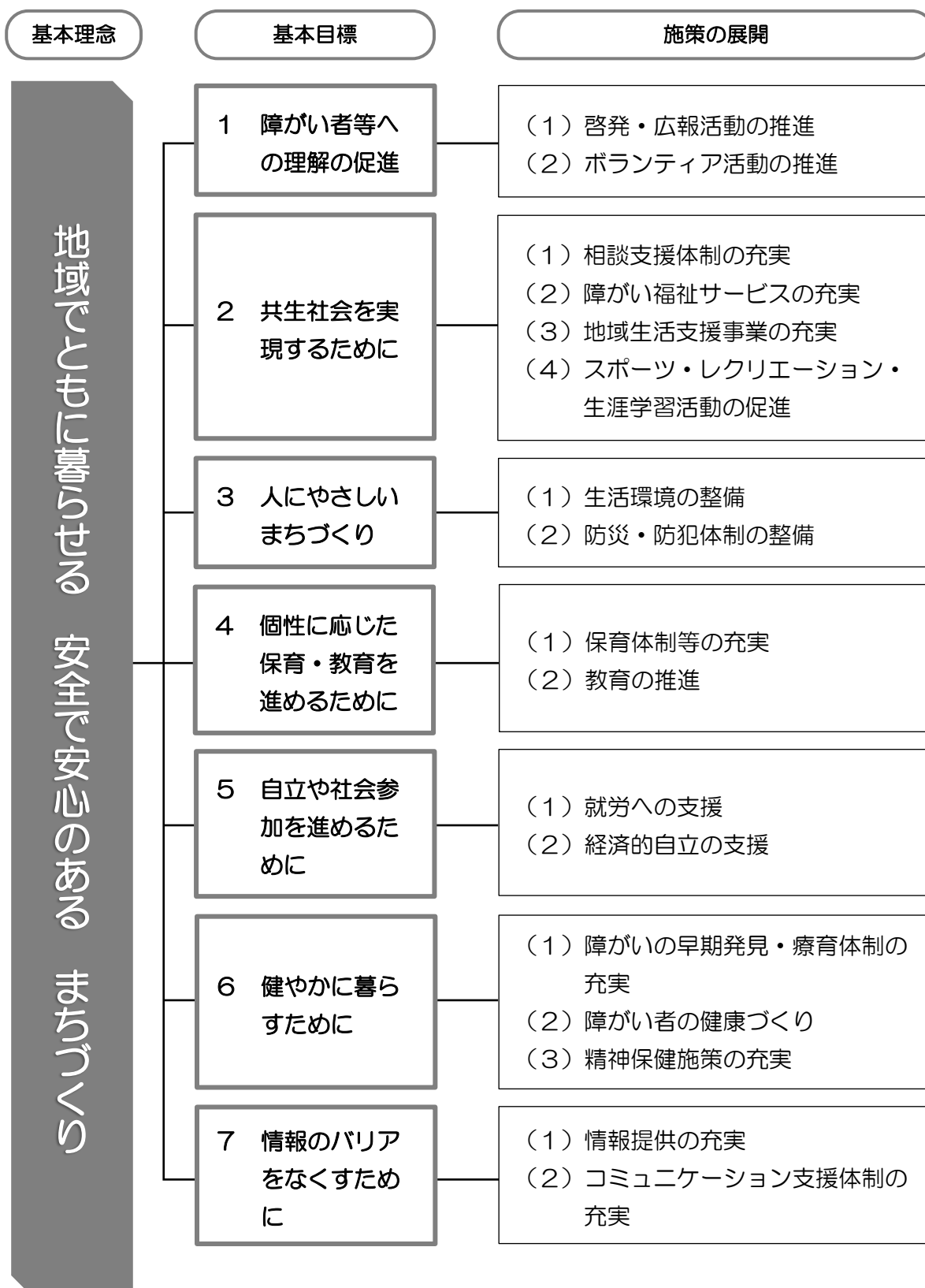
障がいのある人が、ライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、福祉サービスを中心として、障がい者の生活に関わる多岐にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援を行っていきます。

(3) 自分らしく活躍するために

障害者基本法では「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本目標としています。

障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、共生社会の実現を目指します。

3 施策の体系



第4章 障がい者計画

1 障がい者等への理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人も障がいのない人も、お互いに障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう市民の理解促進に努め、「共生社会」の理念等を踏まえ必要な広報啓発を推進します。

また、障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見を無くし、すべての市民が互いに尊重し合い、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての様々な配慮に向けた取り組みを進めます。

【施策の展開】

■ 広報誌等による啓発

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全ての市民が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で取り組むため、広報やホームページを活用するとともに、研修会等の活動を通じて、様々な形で情報発信し、広く周知を図ります。

■ 障がい者理解のための教育

児童生徒の障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉体験活動やボランティア活動等への支援に取り組みます。

■ 障害者差別解消法の周知

障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止が義務化されていることから、パンフレット等を活用した啓発活動を実施していきます。

また、障がい者週間（12月3日～12月9日）に障がい者等の福祉について関心と理解を深めるため、市民に対しての周知を行うなど様々な機会や場を通じて相互理解のための取り組みを実施します。

■ 地域における自発的な各種交流活動への支援

障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。

■ 障がい者虐待防止についての理解促進

障がい者虐待の早期発見、防止を図るため、啓発用のリーフレット等を活用し、障がい者虐待に対する理解促進を図ります。

また、サービス事業者への働きかけを行い、虐待防止研修等の参加を促進します。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の充実を図り、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、田上町社会福祉協議会（ボランティアセンター）と連携を取りながら、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

【施策の展開】

■障がい者支援ボランティアの確保・育成

ボランティアに関する相談や研修機会の拡充などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進し、指導者的人材を育成します。

また、障がい者支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。

■活動の場の充実

ボランティアセンターと連携しニーズに対応した講座を開催するとともに、ボランティア講座についての周知に努め、ボランティア活動の参加機会を拡充していきます。

■ボランティア活動等の推進

児童、生徒や町民等のボランティア活動に対する理解を深め、身近な支え合い活動やボランティア活動を推進します。また企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

2 共生社会を実現するために

(1) 相談支援体制の充実

相談支援の窓口の周知を図るとともに、障がい者やその家族からの様々な相談について、窓口での対応や関係機関と調整を図りながら、日常生活の困ったことや要望にきめ細かく対応できるよう努めます。

【施策の展開】

■町による相談の充実

本人や家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等、身近な地域で相談支援を受けることができるよう相談支援体制の構築に努めます。

■相談支援体制の充実

身近な相談窓口で適切な支援を行うため、相談支援事業所や各施設、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、身近な相談者として民生委員・児童委員との連携を図りながら必要な支援を行います。

■障がい児相談支援

障害児通所支援を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。

また、定期的なモニタリング（経過確認）を行い、障害児支援利用計画を見直します。

■人材の確保・育成

幅広い相談や相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術の質の向上及び人材の確保に努めます。

■虐待の防止の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、相談支援事業所と連携を図り虐待に係る相談や通報等の相談体制を構築し、虐待の早期発見や障がい者、養護者への支援にあたります。

■成年後見制度の利用促進

知的障がい又は精神障がい（発達障がい者など）により判断能力が不十分な障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成に努め、安心した地域生活を送ることができるよう支援します。

■難病患者等への支援

必要な情報が行き渡るよう、難病の対象となる疾患名や障がい福祉サービスの利用「障がい者福祉制度のご案内」リーフレットで引き続き周知を図ります。難病患者や高次脳機能障がい者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応できるよう、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整などを行います。

（２）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で生活を継続していけるよう、個々のニーズに応じた福祉サービスを提供するとともに、障がいのある一人ひとりが適切な支援を受け、生活の質を向上していくためのサービスの充実や包括的な支援体制を整備していきます。

【施策の展開】

■在宅サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していきます。

また、不足しているサービスについては、圏域での調整を図るとともに、事業者に働きかけていきます。

■高齢障がい者への支援

障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援が、必要に応じて障がい者相談支援事業所等から提供されるよう連携強化を図ります。

■人材育成・確保

在宅での生活の充実に向けて、訪問系、日中活動系の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がい者の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその

第4章 障がい者計画

質的向上を図るよう働きかけを行い、障がいのある人の社会生活及び日常生活の自立を支援します。

■ サービス等利用計画制度の着実な推進

必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに行い、ニーズに合った適正な計画により、適正なサービスの質や量の提供に努めます。

■ 補装具の周知

障がい者が補装具等をできるだけ利用し活用できるよう、補装具の周知と補装具取り扱い業者についての情報提供を行っていきます。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。

また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

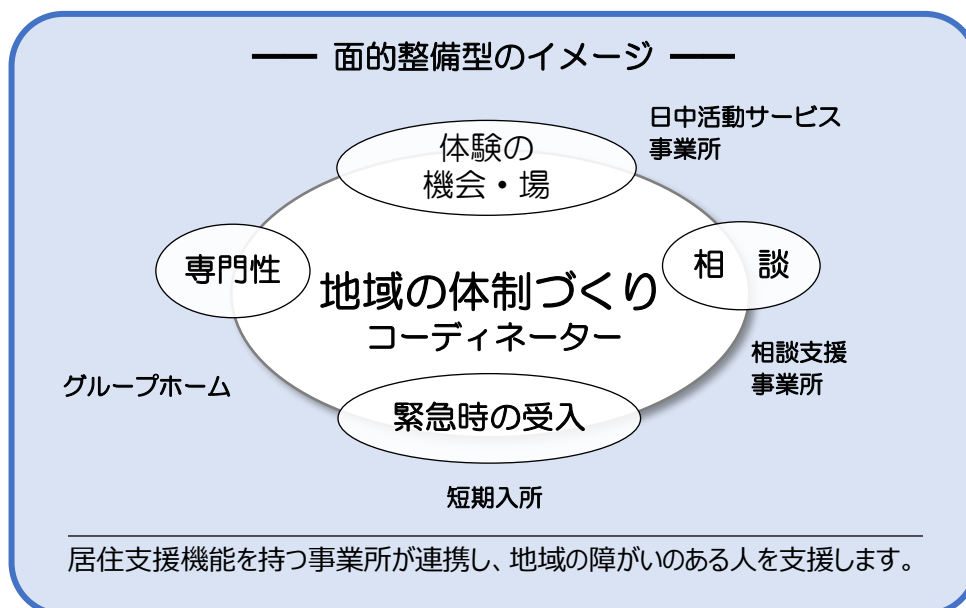
障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行、あるいは親元から離れた暮らし等、自立した地域生活の支援を推進するために、地域における複数の機関が有機的な連携の下に、機能を分担して担う体制（地域生活支援拠点）の整備を図ります。

【施策の展開】

■ 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点の整備については、国が求めている機能の相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり、コーディネーターの配置等を1箇所ですべて満たすことが困難な状況であることから、町では既存の社会資源それぞれの機能を有機的に融合した面的整備型の構築を目指します。

地域生活支援拠点「面的整備型」の整備



■日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。

■地域移行・地域定着の支援体制の強化

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、相談支援事業所と連携して支援に努めます。

■必要なサービスの確保

日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供と合わせて介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアの必要な重度の障がいがある人の日中活動の場など、不足しているサービスの確保に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

障がいのある人自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進とともに、障がい者の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、他者とふれあう機会を提供していく必要があります。個人・団体の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるよう機会の拡充に努めます。

【施策の展開】

■スポーツ・レクリエーション等の活動の支援

多様なスポーツ競技の紹介などにより、障がい者にスポーツに親しみ、参加する機会を提供するとともに、障がい者が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加やコミュニティの構築に努めるとともに、健康維持を図ります。

障がい者の生きがいづくりにもつながり、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。

また、障がいのある人も利用しやすい田上町交流会館等を活用していきます。

■スポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実

障がいのある人が積極的に参加できるスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。

■社会参加の支援体制の充実

障がい者の様々な分野での社会参加の支援のため、スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がい者自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。

3 人にやさしいまちづくり

(1) 生活環境の整備

障がいのある人が地域で不便さや不利益を感じることがないように、公共施設や交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を推進します。

【施策の展開】

■住まいの確保

障がい者の地域生活への移行や今後の住まいへの要望を踏まえ、地域で自立生活を営むための暮らしの場としてグループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めます。

■住宅のバリアフリー化の支援

居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいの改善を促進します。

■施設・設備等の整備・改善の推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進し、より住みよい環境づくりを進めるとともに、公共施設などにおける障がい者とのコミュニケーション方法を改善する仕組みづくりに努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

災害時における不安の解消を図るため、防災対策のあり方等、従来の対策を見直し、防災力を向上させる必要があります。

地域の情報を共有し、防災知識の普及・啓発を図るとともに、障がい者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、地域で見守る体制を構築します。

【施策の展開】

■地域ぐるみの防災体制づくりの推進

障がい者が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。

災害等による避難指示または避難勧告が出された場合には、町の災害対策本部や民生委員・児童委員等が、事前に登録されている障がい者の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。

また、田上町地域防災計画に基づき、災害備蓄や防災施設の設備の整備を進めます。

■地域での助け合い活動の推進

地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による支え合える地域づくりを進めます。

■防災訓練への参加促進

防災訓練の必要性を周知するとともに、障がいのある人が参加しやすい防災訓練を検討します。

4 個性に応じた保育・教育を進めるために

(1) 保育体制等の充実

障がいのある人が自立した生活を送るためには、早い段階から個々の発達に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、保育・教育・療育、医療機関等が連携し、幼児期から継続的なかわりをもった保育・療育を推進します。

また、発達に課題のある子どもを取り巻く環境は変化しており、子どもを育てる家庭の多くが様々な不安を抱えていることから、保護者に寄り添った相談支援体制づくりに努めます。

【施策の展開】

■障がい児保育や障がい児のいる家庭の相談体制の充実

障がいのある子どもの保護者に対し、各教育・保育施設、医療機関等と連携し、情報共有しながら、「療育相談」や「カウンセリング」、「家庭教育相談」などの相談窓口を充実するとともに、コーディネート（調整）機能をもつ窓口を整備し、就学前および就学後の教育相談の充実を図ります。

■保育園等の受入れ体制の充実

様々な障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。

保育園等で受け入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図ります。

(2) 教育の推進

障がいによる様々なハンディキャップにより、小・中学校の普通学級における教育を受けることが困難な場合や、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい児童生徒については、その能力を最大限に伸ばし、将来の目標に向かって前進する意欲の維持向上につながる教育体制の整備と総合的な支援が必要です。

就学時健康診断等の結果に基づき、障がいの状況や保護者の希望等を考慮して、保護者の不安解消を図りながら就学指導を行い、個々の教育ニーズに十分に配慮し、一人ひとりに応じた適切な就学指導を行います。

【施策の展開】

■教職員への研修の実施

発達障がいのある子どもが、幼稚園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、幼稚園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、障がいのある児童生徒への理解を深めます。

■適切な教育支援相談の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成を目指した教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

■教育相談、進路指導の充実

障がいのある児童・生徒の教育について、保護者の相談に的確に応じられるよう、保護者と学校等との連携を図ります。

また、関係機関との連携を取りながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。

5 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労への支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという面においても大きな要素となります。一般就労をするための社会的条件の整備は進んできています。しかし、就労の機会を確保するのが困難な状況となっています。

ハローワークなどの労働行政関係機関と連携し採用する事業主側の不安を解消しながら就労に結びつける取り組みを推進していきます。また、障がいの状況や本人の適正に応じて福祉的就労が可能な事業所や就労移行支援・就労継続支援実施事業所との連携など、いくつかの選択肢を確保するよう努めます。

障がい者自身が望む働き方ができるよう、広く町民に障がい者理解を深める啓発を実施するなど一般就労へ向けた支援を充実するとともに、福祉的就労の場の確保など、多様な働き方、働く環境の改善に努めます。

【施策の展開】

■障がい者雇用の理解・啓発

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、よりの確な就労支援を行えるよう事業主や従業員に対する啓発を推進します。

■一般就労に向けた支援体制の強化

ハローワークと連携し、職員の採用について、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。また、職場実習など、障がい者の職業体験機会の提供に取り組めます。

障がい者を受け入れている事業所に対しては、ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場定着のための支援の利用を進めます。

■福祉的就労の支援

授産品の販路を開拓し、安定的な受注を確保し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がい者の工賃アップのための支援に取り組めます。

(2) 経済的自立の支援

障がい者自身が自立して生計を立てていくことは難しく、家族や親族等の支援を受けながら生活しているのが現状です。地域で共に生活するためには、障がいのある人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度等の普及促進を図っていくことが重要です。

就労支援等を含め、障がい者が地域で自立して生活できるよう基盤整備を進めます。

【施策の展開】

■各種年金、手当等の制度の周知徹底

障がいのある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について手帳交付時の案内や広報などにより周知を図ります。

6 健やかに暮らすために

(1) 障がいの早期発見・療育体制の充実

疾病などの予防は障がいの予防や軽減につながるため、早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

乳幼児の各種健診においては、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めていきます。

育児教室、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

今後も乳幼児の健診を充実させ、疾病の早期発見に努めるとともに、医療・保健・福祉・教育関係機関が一体となった疾病予防、障がいの早期発見・早期支援の充実に努めます。

【施策の展開】

■母子保健等の保健指導の充実

妊産婦健診、乳児健診、相談事業などの事業を継続して実施し、母と子の健康保持増進、早期支援に努めます。

■発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関との連携

発達の遅れを早期発見し、適切な発達支援へとつないでいけるよう相談体制の強化及び関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実に取り組みます。

■保健師による訪問指導の充実

障がいのある人やその家族の自宅に保健師などが訪問し、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図ります。

(2) 障がい者の健康づくり

障がいの悪化や機能低下を防ぐために、適正な医療と回復に向けたリハビリテーションが必要です。

入院治療から在宅での生活がスムーズに行えるように、医療と保健の十分な連携体制の確立とともに、機能訓練や訪問指導によるリハビリテーションの拡大充実のためのマンパワーの確保に努めます。

また、各種健診など、積極的な受診勧奨を行います。

【施策の展開】

■ 医療費の助成

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの医療費の公費負担や医療費助成を行います。

■ 保健指導の推進

「健康相談」や「訪問指導」を実施し、心身の健康に関する相談を通じて生活指導や健康づくりの啓発を行うとともに、新たな障がいの発生を予防し、状態の維持や改善を図ります。

■ 健康づくりの知識の普及

町民一人ひとりの健康づくりのための行動指針である「健康たがみ21」に基づき、町民の主体的な健康増進と疾病予防の取り組みを支援します。

また、栄養・運動教室の開催などにより、健康づくりや疾病予防に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

■ 医療機関等との連携

関係機関や医療機関との連携に努め、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。

また、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に努めます。

（3）精神保健施策の充実

複雑化している現代社会では、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の心の健康を失った人が増加しています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気でありながら、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解が必要です。

精神障がいのある人の安定した社会生活を維持するために、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を強化し「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

また、住み慣れた地域で充実した生活を送れるように、医療機関や障がい者支援機関との連携を強化しながら、地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進します。

【施策の展開】

■ 発達相談等の充実

発達の遅れや障がいの疑われる乳幼児、医療的ケアが必要な子どもに対して専門職員が相談を行い、総合的な評価や支援を行います。

■ 精神保健活動等の推進

退院後、地域生活を送るうえで必要となる障がい福祉サービスのスムーズな利用につながるよう、精神保健福祉手帳の取得を促します。

また、精神保健相談により精神障がいの早期発見・早期治療から地域リハビリテーションにつながられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

■精神保健医療等の充実

精神障がいのある人に対するサービスの充実を図り、退院促進や地域移行支援、地域定着支援、就労支援など医療的ケアと福祉的ケアの両面において支援の充実に努めます。

■こころの健康づくり

自殺リスクの高いうつやアルコール依存症などの精神疾患の人を専門機関につなぐことで、早期治療につなげられるよう努めます。

また、早期からいつでも相談ができるように、関係機関の連携を図り、相談体制の充実を図っていきます。

7 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

広報誌は町の福祉の情報源として大きな役割を持ち、有効に活用されています。障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が得られるよう、障がい特性、年齢等に配慮した情報提供に努めます。

【施策の展開】

■「福祉制度のご案内」の配布

「障がい者福祉制度のご案内」を作成するとともに、広報誌等によりサービスなどの情報提供を充実していきます。

■町のホームページの更新

利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。

また、生活に必要な情報を迅速に発信していきます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

視覚や聴覚障がいのある人の社会的自立を促進するため、必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が必要です。

そのため、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

【施策の展開】

■手話通訳者の確保・養成

手話ボランティア養成講座などの開催を通じて手話通訳者の確保・養成を図ります。

また、要約筆記者を十分活用してもらえよう、広報に努めます。

■手話奉仕員養成研修の促進

手話奉仕員養成研修等への参加を促進し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保につなげます。

第5章 第6期障がい福祉計画

1 第5期計画の目標の達成状況

第5期障がい福祉計画では、国の基本指針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」について、令和2年度を目標年度とした数値目標を定めました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	計画	実績	考え方
平成28年度末時点での入所者数(A)	14人	14人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	13人	14人	令和2年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み(C=A-B)	1人	0人	入所者数にかかる差引減少見込み数
削減率=C/A×100	7.1%	0.0%	
【目標値】地域生活移行者数(D)	1人	1人	施設入所からグループホーム等への移行者数
地域移行率=D/A×100	7.1%	7.1%	

■評価■

福祉施設の入所者の削減については、これまでの実績及び現状から施設入所者14人の7.1%、1人を目標としましたが、達成できていない状況となっています。現在の入所者は生活全般にわたり支援が必要な方が多いことなどから地域生活への移行が困難であると思われる。

地域生活移行者数は、現状から1人を地域生活へ移行することを目標として移行が進みました。今後は、地域のグループホームやホームヘルプサービス、日中の通所サービス等を利用し支援を受けながら地域生活への移行に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 令和2年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

項目	協議の場の有無	
	計画	実績
令和2年度末時点での協議の場	有	有

■評価■

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支える協議の場については、必要に応じ田上町障害者自立支援協議会を活用するなど、関係機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などと協議し、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整えています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- 令和2年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

項目	整備の有無	
	計画	実績
令和2年度末時点での地域生活支援拠点等	有	無

■評価■

障がい者の高齢化や重度化など総合的な支援が必要となってきていますが、拠点整備については体制面や財政面など様々な制約があることから、引き続き検討を行っている状況です。

面的整備を基本とし、まずは緊急時の受け入れ体制の整備に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する人の成果目標を設定します。
- 目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	計画	実績	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数 (A)	2 人	1 人	平成 28 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	3 人	0 人	令和 2 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数
	1.5 倍	0.0 倍	

■ 評価 ■

一般就労移行者数は0人となっています。町内等の企業の障がい者雇用が進んでいないことも要因と考えられます。今後は、積極的に企業等に障がい者雇用を働きかけていきます。

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針

- 令和2年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	計画	実績	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	3 人	3 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1.2)	4 人	4 人	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
	133.3 %	133.3 %	

■ 評価 ■

就労移行支援事業の利用者数は目標を達成しました。今後は、就労できるよう支援や意欲を高めていきます。

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針

- 令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※「就労移行率」の定義：ある年度の翌4月1日時点での就労移行支援の利用者数と当該年度中に一般就労へ移行した人の割合

項目	計画	実績	考え方
令和2年度末の 就労移行事業所の数（A）	0 箇所	0 箇所	令和2年度末における就労移行 支援事業所の数
令和2年度末の就労移行率 3割以上の事業所の数（B）	0 箇所	0 箇所	令和2年度末において就労移行 率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率 3割以上の事業所の割合 （B/A）	0.0 %	0.0 %	令和2年度末において、就労移 行支援事業所のうち、就労移行 率が3割以上の事業所の割合

■評価■

就労移行事業所がないことから計画の目標値は定めていません。今後も事業者への働きかけを行っていきます。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

国の基本指針

- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定します。

※「1年後」の定義

「事業利用（支給決定）から1年超となる日」（＝満1年に該当する日の翌日）を指す。

（例）「平成30年4月1日」に事業利用開始した（支給決定を受けた）場合、「平成31年4月1日」を指す。→ したがって、事業導入開始となる平成30年度は、「支給決定から1年後」に該当する人なし。

項目	計画	実績	考え方
平成30年度の 新規利用者数（A1）	0人	1人	平成30年度中において就労定着支援事業を 新規に利用する（見込まれる）人の数
【目標値】令和元年度の 職場定着者数（B1） 職場定着率 = (B1/A1)	0人 0.0%	0人 0.0%	A1のうち令和元年度末までに事業を利用して 1年以上に渡り一般就労している人の数
令和元年度の 新規利用者数（A2）	0人	0人	令和元年度中に新規で事業を利用すると見込 まれる人の数
【目標値】令和2年度の 職場定着者数（B2） 職場定着率 = (B2/A2)	0人 0.0%	0人 0.0%	A2のうち令和2年度末までに事業を利用して 1年以上に渡り一般就労している人の数

■評価■

就労定着支援事業所がないことから目標値は定めていません。
今後も事業者への働きかけを行っていきます。

2 第6期計画の成果目標

国の基本方針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「地域生活支援拠点の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」「相談支援体制の充実・強化等」「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、令和5年度末における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針

○令和5年度末において、地域生活に移行した人の成果目標を設定します。

ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【計画】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点での入所者数 (A)	14 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	13 人	令和5年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者数削減見込み ($C = A - B$) 削減率 ($\text{イ} = C/A \times 100$)	1 人 7.1 %	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数(D) 地域移行率 ($\text{ア} = D/A \times 100$)	1 人 7.1 %	施設入所からグループホーム等へ移行した人の数

(2) 地域生活支援拠点の整備

基本指針

○令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討します。

【計画】

項目	目標
令和5年度末時点での地域生活支援拠点確保	1箇所
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度1回 令和4年度1回 令和5年度1回

■考え方■

①市町村単独（田上町）での整備。

②面的整備

相談支援事業所（田上町社会福祉協議会）が相談を受け付け、緊急時の受け入れを行う1事業所と調整を行う。

【機能】

- ・24時間の相談体制：1事業所
- ・緊急時の受け入れ体制：1事業所

③令和4年3月までに整備予定

④田上町障害者自立支援協議会で検証及び検討を行う。

参集者は、自立支援協議会委員（田上町社会福祉協議会、田上福祉会、町など）とする予定。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

【計画】

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	1 人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数
就労移行支援事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1 人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する人の数
就労継続支援A型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	0 人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する人の数
就労継続支援B型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	0 人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する人の数

② 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

○令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

【計画】

項目	数値	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	0 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数
【目標値】 (A)のうち、就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	0 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の数
	- %	

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針

○令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※「就労定着率」の定義：

過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合
(H30年度報酬改定の考え方)

【計画】

項目	数値	備考
令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0 箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率 8割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	0 箇所	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数
	- %	

（４）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

【計画】

項目	目標	考え方（想定される体制等）
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	町の規模や、町内相談支援事業所数（1か所）から、現状の体制で概ね担えていると考えています。
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	町の規模や、町内相談支援事業所数（1か所）から、現状の体制で概ね担えていると考えています。

（５）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

○令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

【計画】

項目	目標	考え方
令和5年度末時点での、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	県実施の研修会への町職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用により、障がい福祉サービス等の質の向上に向けて取り組めます。

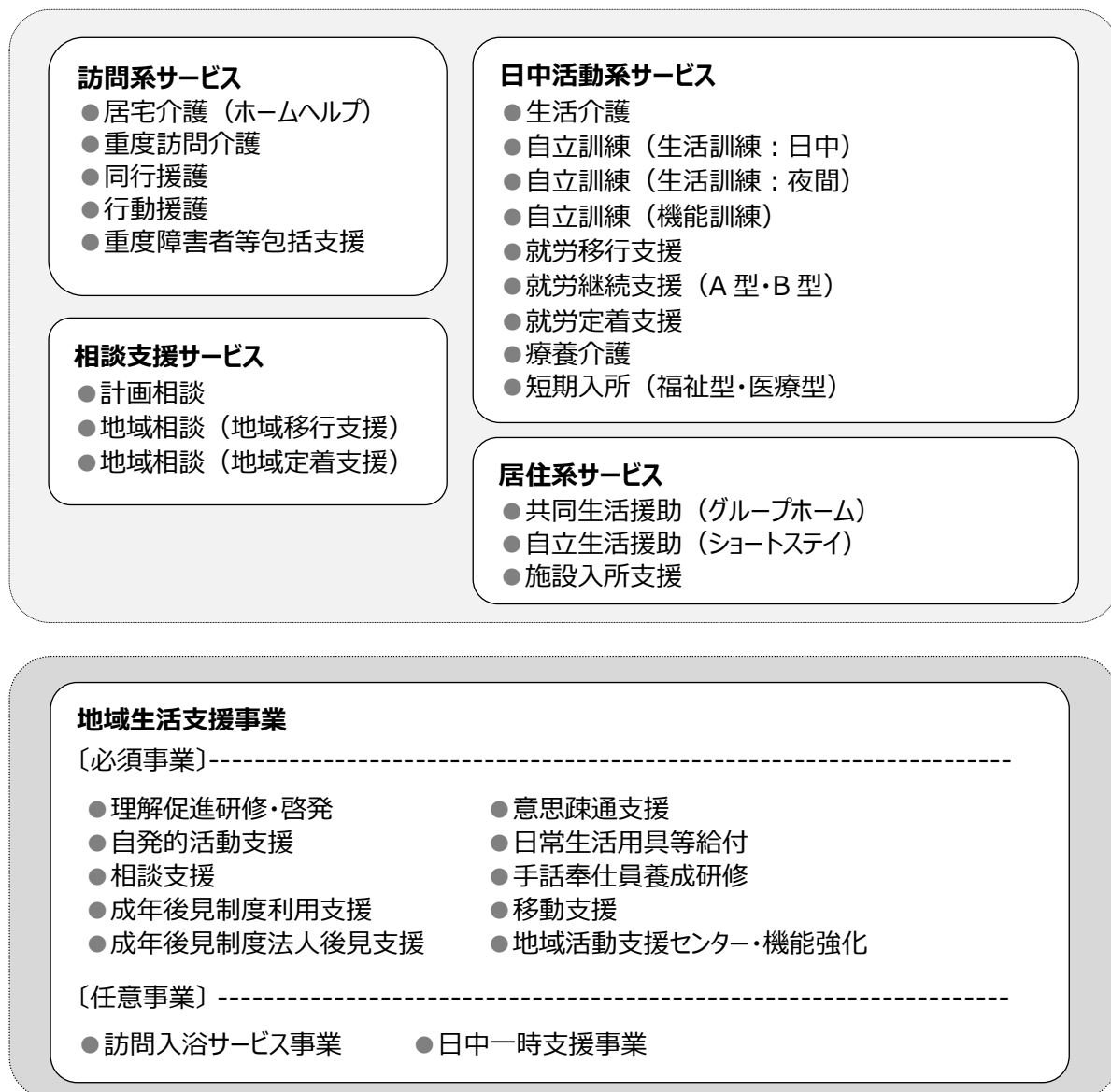
3 障がい福祉サービス等の実績と見込量

■ サービスの体系

サービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。

また、「障がい福祉サービス」は、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「相談支援サービス」「居住系サービス」に分類されます。

【障害者総合支援法に基づくサービス体系】



※地域生活支援事業については、町で実施している事業です。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

■ 訪問系サービスの確保策 ■

見込量は、過去の利用者数、時間数及びサービス利用者の増減動向から推計しています。訪問系サービスについては、だれもが望んだときにサービスを利用できるよう制度の周知、情報提供を行うとともに、サービス提供基盤の整備を図るため、既存事業者に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また、サービスの適切な利用を図るため、相談支援事業者との連携に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言など全般にわたる援助を行います。

障害支援区分1以上（障がい児においてはこれに相当する程度）の人が対象です。

[居宅介護]

(時間、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 時間 (時間)	計画	360	390	420	200	200	200
	実績	159	130	171	-	-	-
	計画比	44.2%	33.3%	40.7%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	24	26	28	20	20	20
	実績	14	16	17	-	-	-
	計画比	58.3%	61.5%	60.7%	-	-	-

■ 見込量の考え方 ■

現在の利用実績を踏まえ、利用者数の伸びを勘案し設定しました。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由等又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言など全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人などが対象です。

【重度訪問介護】

(時間、人/月)

区分		第5期実績 (令和2年度は見込)			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	3	0	0	-	-	-
	計画比	3.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
実利用人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	-	-	-
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

令和2年度での利用は0人ですが、今後の病状等により、利用者がでてくると考えられることから設定しました。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定は必要ありませんが、身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上など一定の要件に該当する人が対象です。

【同行援護】

(時間、人/月)

区分		第5期実績 (令和2年度は見込)			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	13	14	1	-	-	-
	計画比	130.0%	140.0%	10.0%	-	-	-
実利用人数 (人)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	2	2	2	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護など、行動する際の必要な援助を行います。

障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人を対象です。

【行動援護】

(時間、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

サービスの利用実績を踏まえ設定しました。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺や寝たきり状態、行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護その他の障がい福祉サービスを組み合わせることで包括的な援助を行います。

障害支援区分6（障がい児においてはこれに相当する程度）の人を対象です。

【重度障害者等包括支援】

(時間、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

サービスの利用実績を踏まえ設定しました。

訪問系サービス見込量の合計

訪問系サービス 合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	310時間	310時間	310時間
	22人分	22人分	22人分

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練：日中・夜間）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（福祉型・医療型）」があります。

■日中活動系サービスの見込量の考え方と確保策■

見込量は、過去の利用者数、時間数及びサービス利用者の増減動向から推計しています。

日中活動系サービスについては、サービス提供基盤の整備を図るため、既存事業者に係る支援に努めながら、新たな事業者の参入を促します。

生活介護や就労継続支援については、障がい者の利用状況等を把握し、今後も障がい者の特性に応じたサービスの提供体制の確保に努めるとともに、適正な情報提供に努めます。

短期入所については、在宅の障がい者のいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭などにより、障がい者を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保を図り、在宅生活の支援に努めます。

また、サービスの適切な利用を図るため、相談支援事業者との連携に努めます。

① 生活介護

常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活に関する相談・助言、その他日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

常時介護が必要な人で、障害支援区分3（50歳以上の人は区分2）以上の人が対象です。

[生活介護]

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	600	620	640	600	600	600
	実績	491	491	506	-	-	-
	計画比	81.8%	79.2%	79.1%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	30	31	32	30	30	30
	実績	26	25	27	-	-	-
	計画比	86.7%	80.6%	84.4%	-	-	-

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいや難病等対象者に対し、障がい者支援施設等や居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

対象者は、（1）入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、（2）特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等です。

【自立訓練（機能訓練）】

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	40	40	40	40	40	40
	実績	0	5	20	—	—	—
	計画比	0.0%	12.5%	50.0%	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	1	—	—	—
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%	—	—	—

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がい者支援施設等や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

対象者は、（1）入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、（2）特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等です。

【自立訓練（生活訓練・日中）】

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	80	80	80	40	40	40
	実績	2	20	22	-	-	-
	計画比	2.5%	25.0%	27.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	1	1	1	-	-	-
	計画比	25.0%	25.0%	25.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がい者支援施設等や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

対象者は、自立訓練（生活訓練・日中）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援が必要な人等です。

[自立訓練（生活訓練・夜間）]

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

サービスの利用実績を踏まえ設定しました。

⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、定められた期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。

[就労移行支援]

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	80	80	80	40	40	40
	実績	71	21	40	-	-	-
	計画比	88.8%	26.3%	50.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	5	2	5	-	-	-
	計画比	125.0%	50.0%	125.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

対象者は、適切な支援をすることにより、雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人です。

[就労継続支援（A型）]

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	33	31	24	-	-	-
	計画比	165.0%	155.0%	120.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	2	1	-	-	-
	計画比	200.0%	200.0%	100.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

対象者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上、維持が期待される人で、具体的には、(1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人、(2) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人、(3) (1)・(2)に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者等です。

[就労継続支援（B型）]

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	760	780	800	800	800	800
	実績	559	594	564	-	-	-
	計画比	73.6%	76.2%	70.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	38	39	40	40	40	40
	実績	37	34	30	-	-	-
	計画比	97.4%	87.2%	75.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるように支援する費用の給付を行います。

【就労定着支援】

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

就労移行支援の利用実績を踏まえ設定しました。

⑨ 療養介護

医療を要する常時介護が必要な障がいのある人に対し、主に昼間、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等を提供します。

対象者は、(1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人、(2)筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の人です。

【療養介護】

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

⑩ 短期入所（福祉型）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行います。

対象者は、（1）障害支援区分1以上である人、（2）障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児です。

【短期入所（福祉型）】

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	100	110	120	100	100	100
	実績	57	53	36	-	-	-
	計画比	57.0%	48.2%	30.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	20	22	24	20	20	20
	実績	19	20	16	-	-	-
	計画比	95.0%	90.9%	66.7%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

⑪ 短期入所（医療型）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行います。

対象者は、遷延性意識障がい児・者、筋委縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する重症心身障がい児・者等です。

【短期入所（医療型）】

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	16	15	13	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	3	3	1	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」があります。

■ 居住系サービスの見込量の考え方と確保策 ■

見込量は、過去の利用者数、時間数及びサービス利用者の増減動向から推計しています。居住系サービスについては、障がい者の地域生活移行支援の観点から、とくに共同生活援助に関して新規事業者への参入を働きかけます。

施設入所支援については、障がい者の利用状況等を把握し、今後も障がい者の特性に応じたサービス提供の体制確保に努めるとともに、障がい者への適正な情報提供に努めます。

① 自立生活援助

一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な確認や助言、医療機関等との連絡調整を行い、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応も行います。

[自立生活援助]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■ 見込量の考え方 ■

地域移行の実績等を踏まえ設定しました。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、主に夜間、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

[共同生活援助]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	16	17	18	15	15	15
	実績	10	12	13	-	-	-
	計画比	62.5%	70.6%	72.2%	-	-	-

■ 見込量の考え方 ■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

対象者は、生活介護を受けている人で、障害支援区分4（50歳以上の人は区分3）以上の人等です。

[施設入所支援]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	14	14	13	14	14	13
	実績	15	14	15	-	-	-
	計画比	107.1%	100.0%	107.1%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

■相談支援サービスの見込量の考え方と確保策■

見込量は、過去の利用者数の増減動向から見込量を推計しています。

障がい福祉サービスの利用を希望するすべての人がサービスを利用することができるよう、事業者に対して相談支援専門員の人員確保等に係る支援などに努めながら、新規事業者の参入を促します。

① 計画相談支援

障がい福祉サービス利用者に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用の支援をするため「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

[計画相談支援]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	-	-	-	25	26	27
	実績	14	16	26	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

サービス全体の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

② 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人や、精神科病院に入院している障がいのある人等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

[地域移行支援]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等の支援を行います。

[地域定着支援]

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在の利用実績及び相談支援事業所からの情報等を勘案し設定しました。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」「精神障害者の地域移行支援」「精神障害者の地域定着支援」「精神障害者の共同生活援助」「精神障害者の自立生活援助」の活動指標を設定しています。

■見込量の考え方■

現状においての体制整備は難しいと判断し、活動指標はすべての項目で0としています。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1	1	1

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	15	15	15

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 (回/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

⑤ 精神障がい者の地域定着支援 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

⑥ 精神障がい者の共同生活援助 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

⑦ 精神障がい者の自立生活援助 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、「地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数」「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」「地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数」の活動指標を設定しています。

■見込量の考え方■

町の規模や、町内相談支援事業所数(1か所)から、現状の体制で概ね担えていると考え、各活動指標は0としています。

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数 (件/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (件/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

③ 地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数 (件/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数」の活動指標を設定しています。

■見込量の考え方■

県実施の研修会への町職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用により、障がい福祉サービス等の質の向上に向けて取り組めます。

① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 (人/年)

区分	第6期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	1	1	1

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数 (回/年)

区分	第6期見込量			
	有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	有	1	1	1

4 地域生活支援事業の実績と見込量

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活支援事業を効果的・効率的に実施します。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

町広報誌や啓発パンフレット等を活用し、障がいのある人への理解促進を図ります。

[理解促進研修・啓発事業]

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	—	—	—

■見込の考え方と確保策■

現状を勘案し、今後、可能な実施体制について見込みました。

自立支援協議会や町内事業所等と連携を図り、障がい者等の理解を深めるための啓発活動を実施し、共生社会の実現に努めます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、団体が自発的に行う活動に対し支援します。

[自発的活動支援事業]

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	—	—	—

■見込の考え方と確保策■

現状を勘案し、今後、可能な支援体制について見込みました。

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者および団体の自発的な活動の支援に努めます。

③ 相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

1) 障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

■ 障害者相談支援事業

(箇所/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■ 基幹相談支援センター

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等を行います。

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

3) 住宅入居等支援事業

不動産業者に対する物件斡旋依頼および家主との入居契約手続き等の支援や、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行います。

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

■見込量の考え方と確保策■

見込量は、近年の相談状況を勘案して設定しました。

相談支援事業については、相談支援事業所との連携を強化するとともに、幅広いニーズに対応できる体制を整備します。

町民一人ひとりが、その人の実状に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の構築に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむることのないように支援します。事業内容は、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部の助成の実施です。

[成年後見制度利用支援事業]

(人/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

現在の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

相談支援専門員等と連携し、利用者の把握に努め、必要なサービスを提供できるよう努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、障がい等により判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。事業内容としては、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築（法人後見推進のための検討会等の実施）、適正な活動のための支援（法人後見を行う事業所の立ち上げ支援、法人後見の活動の推進に関する事業）、専門職による困難事例への円滑な対応のための支援体制の構築等です。

【成年後見制度法人後見支援事業】

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

令和3～5年度では実施の予定はありません。

今後、町の実状に留意し、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう、検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者設置事業」「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」があります。手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業です。

1) 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業

(人/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

2) 手話通訳者設置事業

(箇所/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数 (箇所)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

現在の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、人材の育成、確保に努めます。また、意思疎通支援事業を周知し、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活をより円滑にするため、重度の障がいがある人に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活を暮らしやすくします。

【日常生活用具給付等事業】

(件数/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具							
給付 件数 (件)	計画	5	5	5	3	3	3
	実績	0	3	0	－	－	－
	計画比	0.0%	60.0%	0.0%	－	－	－
自立生活支援用具							
給付 件数 (件)	計画	5	5	5	3	3	3
	実績	0	1	0	－	－	－
	計画比	0.0%	20.0%	0.0%	－	－	－
在宅療養等支援用具							
給付 件数 (件)	計画	5	5	5	3	3	3
	実績	3	1	0	－	－	－
	計画比	60.0%	20.0%	0.0%	－	－	－
情報・意思疎通支援用具							
給付 件数 (件)	計画	5	5	5	3	3	3
	実績	5	2	0	－	－	－
	計画比	100.0%	40.0%	0.0%	－	－	－
排せつ管理支援用具							
給付 件数 (件)	計画	300	300	300	300	300	300
	実績	282	298	313	－	－	－
	計画比	94.0%	99.3%	104.3%	－	－	－
居宅生活動作補助（住宅改修）							
給付 件数 (件)	計画	3	3	3	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

■見込量の考え方と確保策■

見込量は、それぞれの現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況を勘案して設定しました。今後も、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる住民の養成、手話通訳者の養成を行います。事業内容は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修です。

[手話奉仕員養成研修事業]

(人/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習 修了者数 (登録者数) (人)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4	-	-	-
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

現在のサービス利用者数をもとに、養成研修者を勘案して設定しました。

⑨ 移動支援事業

一人では屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする時に、必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護・支援を行います。

[移動支援事業]

(人、時間/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	計画	8	9	10	7	7	7
	実績	6	5	4	-	-	-
	計画比	75.0%	55.6%	40.0%	-	-	-
延べ利用 時間 (時間)	計画	320	360	400	280	280	280
	実績	224	220	140	-	-	-
	計画比	70.0%	61.1%	35.0%	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

現在のサービス利用者数をもとに勘案して設定しました。

移動支援事業については、事業者に委託し見込量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

⑩ 地域活動支援センター

1) 基礎的事業

通所により、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

[基礎的事業]

(箇所、人/年)

区分			第5期実績 (令和2年度は見込)			第6期見込		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
基礎的 事業 (田上町)	箇所数 (箇所)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
	実利用 者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
基礎的 事業 (他市町村)	箇所数 (箇所)	計画	0	0	0	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
	実利用 者数 (人)	計画	0	0	0	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

現在のサービス利用者数をもとに設定しました。

地域活動支援センター事業については、事業者に委託し見込み量を確保しますが、今後のニーズと多様化する障がい者の相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行います。

2) 機能強化事業

基礎事業の実施とともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【機能強化事業】

(箇所、人/年)

区分			第5期実績 (令和2年度は見込)			第6期見込		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
機能強化 事業 (田上町)	箇所数 (箇所)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
	実利用 者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
機能強化 事業 (他市町村)	箇所数 (箇所)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-
	実利用 者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-	-	-
		計画比	-	-	-	-	-	-

■見込の考え方と確保策■

機能強化事業の実施はないため設定していません。

今後は、具体的なニーズを把握し事業実施の働きかけを行っていきます。

(2) 任意事業

任意事業には、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」があります。

■見込量の考え方と確保策■

見込量は、それぞれの現在のサービス利用の状況等から見込まれる利用者数を勘案して設定しました。

任意事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

① 訪問入浴サービス事業

障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴介護を提供します。

[訪問入浴サービス事業]

(人/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数 (人)	計画	4	5	6	3	3	3
	実績	4	3	3	-	-	-
	計画比	100.0%	60.0%	50.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現在のサービス利用者数をもとに設定しました。

② 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供するとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な負担を削減することにより支援を図ります。

[日中一時支援事業]

(人日/年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	160	170	180	60	60	60
	実績	71	11	5	-	-	-
	計画比	44.4%	6.5%	2.8%	-	-	-

■見込量の考え方■

平成30年度の利用者数をもとに設定しました。令和2年度はコロナウイルス感染症の影響があるものと考えられます。

第6章 第2期障がい児福祉計画

1 第1期計画の目標の達成状況

第1期障がい児福祉計画では、障がい児支援の提供体制の整備等について国の基本指針に即し、目標を設定しました。

(1) 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

○令和2年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。

【評価】

町単独での設置は難しいため、目標値は定めていません。
 今後は圏域での検討や近隣市との連携を進めていきます。

(2) 医療的ケア児に対する支援

国の基本指針

○平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
平成30年度末時点の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	無	無

【評価】

町単独での設置は難しいことから、今後は圏域において協議の場の設置ができるよう検討していきます。

2 第2期計画の成果目標

国の基本方針に即し、「障がい児支援の提供体制の整備等」について、令和5年度末における成果目標を次のとおりに設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1箇所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1箇所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	いずれも町単独では難しいため、0 箇所としました。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0 箇所	

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の設置の有無
令和5年度末時点での協議の場	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無

■見込の考え方■

現状において、町単独で新たな協議の場を設置するのは難しいことから、必要に応じ田上町障害者自立支援協議会を活用する。

3 障がい児福祉サービスの実績と見込量

■ サービスの体系

[児童福祉法に基づくサービス体系]

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障がい児相談支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

(1) 障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障がい児相談支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」があります。

■ 確保策 ■

現在、町内に障がい児支援サービス提供事業所はありません。そのため、町内の提供体制を整えるため、田上町障害者自立支援協議会等で新規事業者の参入を促す方策等を検討するとともに、町外（圏域）事業所の利用がしやすくなるよう、指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、適切な情報提供に努めます。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。

[児童発達支援]

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	22	22	22	20	20	20
	実績	4	3	1	-	-	-
	計画比	18.2%	13.6%	4.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	1	-	-	-
	計画比	200.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

■ 見込量の考え方 ■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

② 医療型児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、その置かれている環境に応じて適切、効果的な指導、訓練、治療を行います。

【医療型児童発達支援】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	22	22	22	20	20	20
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

③ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進のための支援を行うとともに、放課後の居場所を提供します。

【放課後等デイサービス】

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	120	160	200	280	320	360
	実績	57	120	243	-	-	-
	計画比	47.5%	80.0%	121.5%	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	6	8	10	14	16	18
	実績	13	18	20	-	-	-
	計画比	216.7%	225.0%	200.0%	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

④ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援を提供します。

[保育所等訪問支援]

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

[居宅訪問型児童発達支援]

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

⑥ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、適切なサービス利用の支援をするため『障害児支援利用計画』を作成し、一定期間ごとにモニタリング（利用状況の検証）を行います。

【障がい児相談支援】

(人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	10	12	14	20	20	20
	実績	13	18	20	-	-	-
	計画比	130.0%	150.0%	142.9%	-	-	-

■見込量の考え方■

過去の利用者数の増減動向から見込量を設定しました。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】

(人/年)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-

■見込量の考え方■

現状において配置は難しいと考えます。

(2) 発達障がい者等に対する支援

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けプログラムです。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	3	4	4

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

② ペアレント・メンターの人数

ペアレント・メンターとは、自らも発達障がいのあるお子さんの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

③ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、同じ悩みを持つ者同士や発達障がい児を持つ保護者同士が集まる場を提供することです。
(人/年)

区分	第2期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	5	6	7

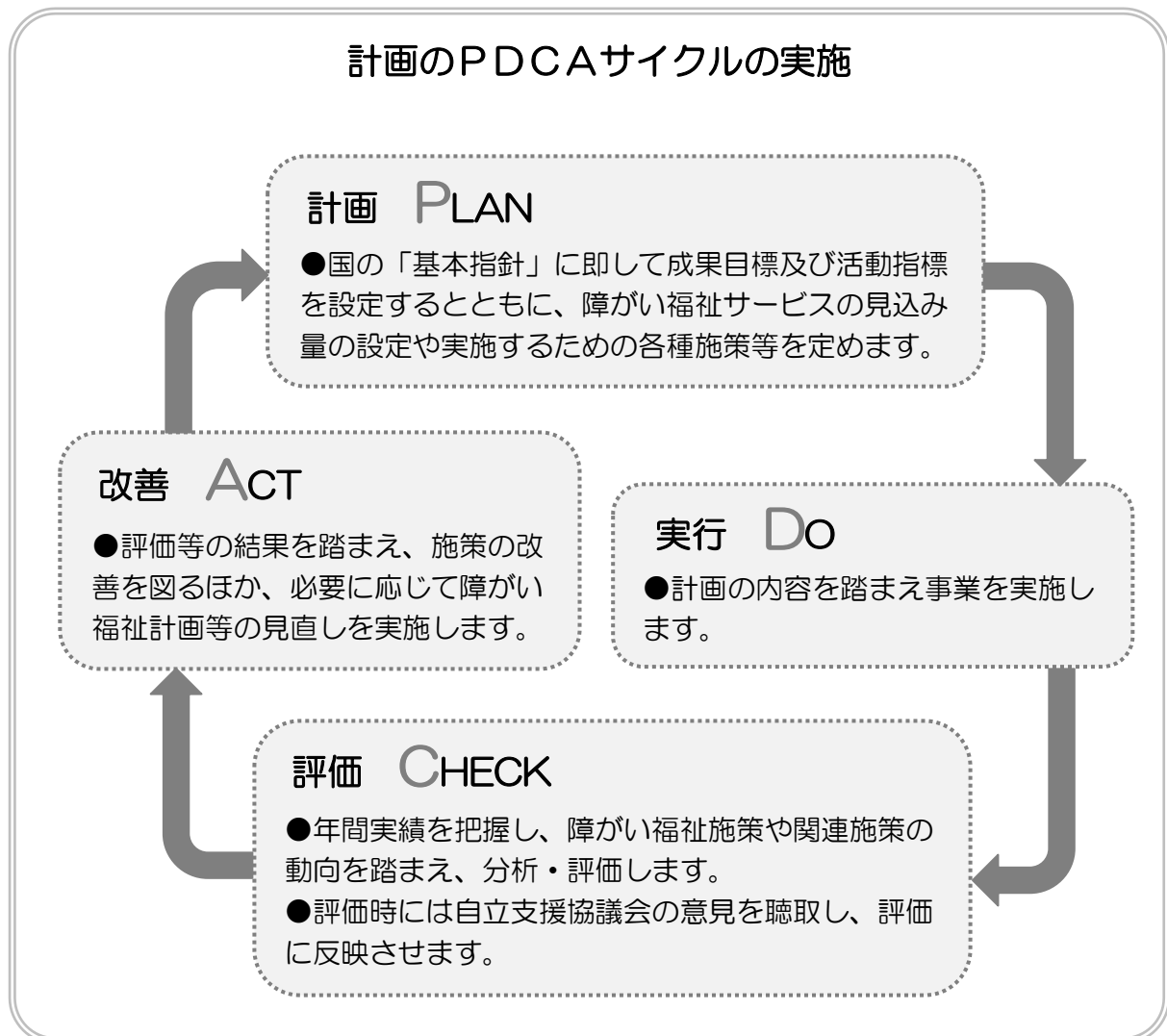
■見込量の考え方■

現状の実施体制・状況から、今後の見込量を設定しました。

第7章 計画の推進体制

1 計画の評価

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が主体となり県との連携を図るとともに、広く町民や関係団体等の協力を得ながら協働体制の強化に取り組み、施策を総合的、効果的に推進し、定期的な分析及び評価（PDCAサイクル）を行い、障がい者等にとって暮らしやすいまちづくりのより一層の推進を図ります。



(1) 計画の点検・評価結果の反映

基本指針に即して定めた数値目標や障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量、地域生活支援事業に関する各事業をPDCAサイクルに沿って、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検・評価を行います。

点検・評価にあたっては、田上町障害者自立支援協議会などにおいて定期的に事業実施状況を確認し、随時意見を聴きながら、施策の改善・見直しを検討します。

(2) 障害者自立支援協議会等との連携

本計画における障がい者福祉サービスによる取り組みを推進するため、障害者総合支援法に基づき、田上町障害者自立支援協議会からの意見を踏まえ、計画の進捗管理を行っていきます。

また、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体との協力・連携を図ります。さらに、広域的な対応を必要とする障がい者のニーズについては、県及び近隣市村との連携のもと、推進していきます。